

第51回平成25年6月与謝野町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年6月20日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時10分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 野 村 生 八 | 10 番 | 山 添 藤 真 |
| 2 番 | 和 田 裕 之 | 11 番 | 小 林 庸 夫 |
| 3 番 | 有 吉 正   | 12 番 | 多 田 正 成 |
| 4 番 | 杉 上 忠 義 | 13 番 | 井 田 義 之 |
| 5 番 | 塩 見 晋   | 14 番 | 糸 井 満 雄 |
| 6 番 | 宮 崎 有 平 | 15 番 | 勢 旗 毅   |
| 7 番 | 伊 藤 幸 男 | 16 番 | 谷 口 忠 弘 |
| 8 番 | 浪 江 郁 雄 | 17 番 | 今 田 博 文 |
| 9 番 | 家 城 功   | 18 番 | 赤 松 孝 一 |

2. 欠席議員（な し）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書 記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

|           |       |         |       |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町 長       | 太田 貴美 | 代表監査委員  | 足立 正人 |
| 副 町 長     | 堀口 卓也 | 教 育 長   | 垣中 均  |
| 企画財政課長    | 浪江 学  | 教育委員長   | 白杉 直久 |
| 総 務 課 長   | 奥野 稔  | 商工観光課長  | 長島 栄作 |
| 岩滝地域振興課長  | 中上 敏朗 | 農 林 課 長 | 井上 雅之 |
| 野田川地域振興課長 | 坪倉 正明 | 教育推進課長  | 小池 信助 |
| 加悦地域振興課長  | 森岡 克成 | 教 育 次 長 | 和田 茂  |
| 税 務 課 長   | 植田 弘志 | 下水道課長   | 西村 良久 |
| 住民環境課長    | 朝倉 進  | 水 道 課 長 | 吉田 達雄 |
| 会 計 室 長   | 飯澤嘉代子 | 保 健 課 長 | 前田 昌一 |
| 建 設 課 長   | 西原 正樹 | 福 祉 課 長 | 浪江 昭人 |

## 5. 議事日程

|      |                 |                                  |         |
|------|-----------------|----------------------------------|---------|
| 日程第1 | 議案第62号          | 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定について           | (質疑～表決) |
| 日程第2 | 議案第66号          | 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第1号)          | (質疑～表決) |
| 日程第3 | 議案第67号          | 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)      | (質疑～表決) |
| 日程第4 | 議案第68号          | 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)    | (質疑～表決) |
| 日程第5 | 議案第69号          | 総合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の締結について | (質疑～表決) |
| 日程第6 | 議案第70号          | 大江山運動公園体館改修工事請負契約の締結について         | (質疑～表決) |
| 日程第7 | 発委第3号           | 与謝野町地酒の普及の促進に関する条例の制定について        | (提案～表決) |
| 日程第8 | 諸般の報告           |                                  | (質疑～表決) |
| 日程第9 | 閉会中の継続審査(調査)申出書 |                                  |         |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長（赤松孝一） 皆さん、おはようございます。

本格的な梅雨がやってまいりまして、うっとうしい日々が続きますが、きょうとあした、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 議案第62号 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） おはようございます。ご苦労さまです。

それでは、条例について何点かお伺いをしたいと思います。まず、この与謝野町の子ども・子育て会議条例、これについてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、これは地方自治法の第138条ですか、これによって設置をされるということでお聞きをしております。先般の私の一般質問でもですね、町長よりご答弁ありました。この会議の中で子育て環境を考えられ、そして、子育てするなら与謝野町ということで、そういう環境にしたいというふうにおっしゃっていただきました。まず、この条例の目的ですね、これは幼稚園、保育所の統廃合、そして、二つ目にですね、定員の見直しということも考えられるかと思っておりますけれども、この点、目的についてですね、お伺いをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） せんだっての提案説明でも申し上げましたけれども、今回の、この子ども・子育て会議条例につきましては、先ほどおっしゃったように支援法というのが、平成24年8月22日に交付されたことに伴いまして、町が実施する、そうした子供に関する法律、施策について調査、審議する機関として、この与謝野町子ども・子育て会議を設置する必要があるということで、設置をするわけでございますけれども、ただ、国の法律が、そうなったからというだけではなく、与謝野町の喫緊の問題となっております保育所、幼稚園について、過去にも、それぞれ環境に関しての提言をまとめられているのと、その適正規模、適正配置等の、そうした考え方がまとめられております。それらをもとにしまして、じゃあ具体的に与謝野町でどうしていけばいいのかということも含めて、この会議でご議論がいただきたいということで設置をするものでございます。この子育ての施行準備に当たって、地域型の保育所、保育の認可基準、あるいは、新たな枠組みによります教育、保育の施設の再配置、また、新たな保育料の設定など、子育て支援にかかわる計画につきまして、関係者の意見を聞きながら決定していくべき事項が幾つかあるということで、この子ども・子育て会議において、こうした事項を審議する必要があるというふうに考えておまして、この会議に町と一緒に、この与謝野町の子育ての支援のあり方等々を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

- 2 番（和田裕之） 関係者の意見をいろいろ聞いていただくということで、第4条にですね、有識者であったり、先ほどありましたように保護者ということが上げられておりますけれども、具体的に有識者というのは、元園長さんであったりだとかいうふうにお聞きをしておるんですけども、関係団体が、そして民生、社協の方々とかいうことで聞いております。保護者に関して、これは公募をされるのかどうか、その点についてお願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えいたします。公募については、今回は考えておりません。と申し上げますが、子ども・子育て会議の設置を7月に、この条例を通していただきましたら7月の早い段階で設置をさせていただきたいというふうに考えております。それは今後の計画策定のスケジュールもございますが、その前段となる保育所、幼稚園の再編制という部分について一日も早くご議論をさせていただきたいということがございますので、公募をかけますと、それだけでやっぱり2カ月ぐらい時間がかかることになりますので、今回につきましては、PTAの会長さん等の、そういった方をお願いをいたしまして、編制をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

- 2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。任期は2年ということで書いてございます。課長おっしゃいますように一日も早くということで、今回は公募もされないということなんですけれども、それも検討していただきたいなという点とですね。できるだけ幅広いご意見を伺っていただきたいなというふうに思っております。

3点目なんですけれども、これも先般の宮崎議員の一般質問でもありましたように、保育所、幼稚園ですね、これの老朽化の問題を上げられておりました。岩滝は特に対応も早急に必要ではないかというふうに思っております。保育所と幼稚園ですね、これは設立の目的も違いますし、利用方法も異なるということでもあります。幼稚園と保育所というのは法律も違うわけで、近年、長時間保育と教育、この両方のニーズというものを満たすためにですね、両方の機能を持った複合的な施設というか、保育施設ですね、こういうものもつくられてきております。その点について、どのようなお考えをお持ちなのか、お願いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、いろんな形が、同じ統合といいましてもございます。幼稚園を中心にした考え方でいくのか、保育所を中心とした考え方でいくのか、幼稚園も保育園も並列した形か、全くそれらを取っ払った形とか、四つほどに分けられるんじゃないかというふうに思いますが、やはりそれらも含めまして、この与謝野町にとって、どういった形がスムーズに移行ができるか、また、そうした中身についてニーズがどうなのかによって、その形は変わってくると思いますので、それらも含めてご検討がいただけたらと思っております。

それともう1点、ちょっと私がきちんとお答えできてないんですけども、この件については全く今回が初めてというわけではなしに、与謝野町では、平成21年に教育、保育、環境のあり方に関する提言書ということで、これも幅広い方からご意見いただいておりますし、また、平成23年3月には与謝野町立保育所の適正規模、適正配置検討委員会の報告書もいただいております。これらもあわせて、今まで積み上げてきましたものを、この子ども・子育て会議でご検討がいただきたいと思っております。

議長 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） いろいろとお聞きをいたしました。ぜひ、一日も早く実施をしていただいて、本当に今以上によい環境になるようにご尽力いただきたいなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

議長 長（赤松孝一） ほかに質問はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、先ほど、和田議員からも質疑があり、重複する点も一部あるかと思いますが、質問をさせていただきたいと思っています。

まず、初めにですね、この条例で子ども・子育て会議というものがつくられることになるわけですが、この間、子供の居場所がわからない事件だとか、家庭内虐待、子供を支えてきた地域のコミュニティや地域文化、地域のきずなそのものが希薄するというような事例、そして、子供の貧困問題など、私は労働法制の改悪による保護者の収入減などが背景にあるというふうに思える事件だというふうに思っているわけですが、そういう事件が多発しています。昨年8月には自民、公明、民主の3党による子ども・子育て関連3法が強行されたわけですが、全国の団体からも大きな反対の世論が起こる中での強行でした。このもとで保育の問題では全国でトップクラスの、トップクラスというのは数が多いという意味ですよ。待機児童を抱えていた横浜市では、待機児童の基準を変えて弾力化という名の詰め込みをやって、民営化も進めて7割あった人件費が4割まで下げるということもやって、いわゆる待機児童をゼロということになった問題が起きたり、全国の自治体でも保育施設の基準が緩和され、子供の安全が守れない問題が起きています。そこで、本町の場合、また、本町の場合の課題でいえば、いろいろ、先ほどの質疑もありましたが、私の認識では合併以来、就学前の保育園と幼稚園の異なる子育ての支援制度の違いや、それから、少子高齢化の中で子供の減少が、一つの大きな課題になっているというふうに思っています。

この点で、町長ですね、先ほども重複した点があるかと思いますが、この子育て会議にどういう課題を協議してもらおうというふうに考えているのかというのを要約してご答弁願えたらと思っています。

議長 長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど申し上げたと同じことになりますけれども、まずは、やはり横浜などの大都市と違いまして、我々の場合には、かつて大変子供の多かったときのままの保育所の、そうした環境がございます。ですから、つくられた時点と今では、子供たちが減少してきている。また、それに対応する職員も何カ所も、9カ所、10カ所、幼稚園も入れましたら10カ所になるかと思いますが、そうしたところでの職員が配置をされております。そうした意味で、もう少し子供にとっても、また、親にとっても、行政にとっても、やはりこういった形が一番いいのかというところ辺は都会とは違った観点で見直す必要があるというふうに思っておりますし、そうしたものが多くの子育て世代の皆さん方からの意見も聞きながら、町としては、できるだけ無駄なスペースが広がる。あるいは無駄なといいますか、そうした対応が、もう少し効率的に、また、いろんなサービスが提供できる。そうした園を、保育所なり、幼稚園を目指していくべきだというふうに考えておりますので、それらを含めた、単に人数が減ったから合わすというんではなしに、与謝野町にとって、こういった環境、こういった形が、より町民にとっても、子供たちにと

ってもいいのかということ、やはり基本に置いた、そうした計画を第三者の目で見えていただきながら、つくっていききたいと、そういう思いでございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。そこで二つ目の質問なんですが、少なくない保護者の皆さんからですね、保育の内容の充実、保育の質を考えてほしいという、そういう声を、この間、聞いているわけですが、以前からも、そういう声もあったわけですが、次の質問は、いわゆる保育の質にかかわって、与謝野町も保育方針というものを持っておられるのではないかとこのように思うんですが、担当課長にお伺いしますが、どういう、この保育の質、それから、内容の充実という点でですね、どういう保育方針というかを持っておられるのかという点が、答弁いただけたらお願いしたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。保育方針についてですが、私も課長になったばかりですの、あまり大きな方針は、まだ、持ち合わせておらんのが現実なんです、保育に関して言いましたら、一つはやっぱり一番重要なのは、子供たちが健やかに育ってくれること。また、情緒豊かな子供になってもらおうと、そういったことをご支援できる保育環境をつくり上げたいというふうに思います。

それから、現状で言いますと、核家族化によりまして、なかなかお家のほうで子育てがしにくい状態が生まれております。また、両親共稼ぎということで、子供に接する時間が少なくなっているのも現状だろうというふうに思います。また、保育に欠けるか欠けないかによって、保育施設といえますか、保育所か幼稚園かという選択をしなければならないという環境も一つあります。そういった中で、今回、この子ども・子育て会議の中で、ぜひご議論いただきたいと思っておりますのは、教育も保育も同時に受けられるような、そういった環境づくりは、ひとつどうかということもご提案をしながら、それに対して、どういうご意見をいただけるかということを一いつ投げかけてみたいというふうに思います。

また、最近、障害児童の問題も大きく出ておりまして、保護者にとりましては、できるだけ健常児の子供たちと一緒に保育、教育を受けたいと、受けさせたいというようなご要望もございます。そういった環境が、どうすればつくり上げていけるのかというようなことも、ひとつ大きな課題になっておるんじゃないかというふうに思いますので、今回の会議の中でも、そういったご議論をいただけたらというふうに思っております。

以上、お答えになったかどうかわかりませんが、そういった方針で今回の会議の中でご議論をいただいて、事業計画も策定をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。三つ目の質問なんですが、これも質にかかわっての質問になります。私は人間の発達や成長に応じた保育は、もちろんそうですけれども、発達や成長から、成長自身から求められる保育や教育というのがあるというふうに、私自身も考えておりまして、かつて私は30年以上も前なんですが、ロングセラーとして今でも読み続けられているようですが、「胎児からの子育て」という本を初めて、その当時、見まして、読みまして、そのほか幾つかの本なんかも読んだわけですが、この「胎児からの子育て」という本の著者というのは、知っ

ておられる方もあるかと思いますが、大島清さんといって、京都大学の霊鳥学研究所の所長もされた方でして、その本の付言の中でさくら・さくらんぼ保育園の園長の斎藤公子さんが書いておられるわけです。

斎藤さんの保育論というのは、当時からすれば一部、極端な表現指導なんかもあって批判の声もありました。斎藤さんは既に亡くなられたわけですが、保育の神様とまで、関係者から言われて、呼ばれていた方で、私自身も本を読んで、非常に感動した記憶があります。かなり前だったので正確ではないんですが、この本を読んだ私の印象、人が人間になる成長、発達段階に応じた保育、教育というものがあり、それにふさわしい対応が必要だと、必要ではないかという、こういうふうな本だったと理解しています。この考え方は、さきの一般質問でも述べましたが、子供の権利条約の具体的な実践、具現化であるんじゃないかという、最近では、そう思っておりまして、今でも全国的に、この保育論、考え方がかなり全国的に広がっております。ですから、斎藤公子さんの先駆的な保育論は、今でも生きているんだなということを感じています。

この角度から保育実践の取り組み、保育の質、質の向上を、保護者の中からも進めてほしいという声があるわけですし、保育方針として明確に位置づけるというか、もちろんされているんじゃないかと思っているんですが、私は非常に、ここは強調したいんですが、大胆に進める必要があるんじゃないかと、私は考えているんですが、課長の見解を伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。発達段階に応じた保育なり教育ということが大事だということは、私も、そういうふうに思います。これまで保育所が、それでは教育的なこととはしてないかといいますと、決してそういうことではないと思います。ただ、その教育をどういうものかという捉え方だけだろうと思いますので、保育所の中で、そういったことが何も行えていない。また、幼稚園の中では逆に保育ができていないということではないというふうに思います。なかなか質の向上というところで、保護者の皆さんが、どういったところを求めておられるかについては、直接、福祉課のほうには、なかなか伝わってこないところがございますので、現場の保育所長等に、そのあたりは確認をしながら、今、一番何が求められているのかは考えていかなん内容だろうというふうに思います。

ただ、この質を上げるためには、やはりそこで従事します保育士の質の向上ということが重要になってくるだろうというふうに思いますので、これまでから研修等は積極的に行っておるつもりですが、まだまだ不足しておるところもあるかも知れません。ついこの間は幼稚園側の研修会に保育所の保育士も参加してはどうかというようなことで、お誘いをいただいて、参加をさせていただいたということもございますので、幼保が、そういう形で連携をしながら、それぞれの質を高めていくという試みの一つとしてできたんじゃないかと、今後も逆に保育園側の研修会等がございましたから、幼稚園側をお誘いして一緒にいろんな問題を考えていけたらというふうに思っておりますので、そういうふうに努めていきたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、課長のほうが申し上げましたのが基本だと思いますけれども、もう一つ大事なことは、やはり親も保育に、保育所に預けっぱなし、幼稚園に預けっぱなしではなしに、やはりそこで親も、どれだけ子育てに、そういう状況の中でもかかわっていけるかということが、そ

の園なり、子供を育てる環境を、やはり質を上げていく大きな原動力になるというふうに思っております。今そういうふうなことで、親御さんのほうから、そういう声が出ているということは、やはり行政も親の方たちも、子供を取り巻く、そうした人たちがやはり同じ思いで協力し合って初めて質が向上するんだと思います。技術的なことは当然、職員がするべきですが、それを親も一緒に育っていく環境を、どうつくっていくか、それらも含めて大事なことでないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁で、私は不満はありませんで、共有できるなど、町長のおっしゃっていることも、課長が言っていた話もね、現実に最前線で頑張っているわけですから、いろんな課題があるし、そんな、何でもかんでもいい話ばかりはないわけで、苦情もあれば、いろいろな話もあるという中での実践ですから、ただ、保育方針というものを、やっぱり持っている限りは、そういうことの側面をですね、しっかり持って、やっぱりやっていくことが欠かせないんじゃないかと。もう全国ではね、かなり、公立も含めて、いろんな取り組みをしています。もちろん、この町も保育現場の方に研修制度というのがありますから、意欲的に行かしておると思うんですけども、やっぱりいい研修は、大いに行かして、それを全国的なところまでいかなくても、やっぱり、その流れといいますか、今、求められている実践的な、求められておる中身をですね、つかんでいただくということも大事ではないかと思っています。もちろん町長がおっしゃった親との協力関係といいますか、親も自覚的に参画してもらうという、この立場は非常に大事なわけで、同時に待ちでなくて、そのことを待っているのではなくて、やっぱり意欲的に問題提起もして、どうでしょうという、やっぱり方針に基づく実践をね、具体的にさせていただくということも非常に大事ではないかと、指導性というのが要るんじゃないかと思っています。

そこで、この関係は教育の側面もありますので、教育長に保育の質の問題についてお伺いしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お伺いします。その質が、どの範疇を指しておっしゃっているのか、ちょっと先ほどからご質問を伺っておりまして、思うんですけども、いわゆるおっしゃいますように保育そのものの中身の問題か、それとも一つは形、形態的なもの、それから、ちょっとはつきりしませんが、議員の意図に反しましたら、また、再質問していただいたら結構だと思いますけれども、私はいずれにしろ、先ほど議員が出しておられましたように生涯学習の時代を迎えておりまして、大きく人間の一生というものを常に視野に入れて、その教育をしていくということは非常に大切であり、今、そのようにしてきているわけです。

したがって、幼児なら幼児のときに、次は、どのステージにいくのか、それから、学校に入れば、次のステージはどこか、そしてまた、次のステージはどのようなステージになるのか、やはりそこでずっと人間が発達、成長をしていく、それに必要なものを身につけさせるというのが、私は生涯学習時代の教育、そして、保育ではないかと思っています。

したがって、私が一番大切なことは、自分たちは、例えば保育所の、その仕事だけしておったらいいやと、あるいは幼稚園なら幼稚園の段階の仕事をしておったらいいやと、あるいはまた、小学校は小学校だけ課せられている、それをしたらいやだと、確かに、そのことは基

本です。しかし、大切なのは、子供たちが次のステージで、どういうことを身につけていかなければならないのか、何をしていかなければならないのか、それが私は、それぞれの段階での質を決定していくと思いますし、高めていくものだ、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。教育長に、今、お伺いしたんですが、あまり、どういうものかという教育の内容や保育の内容まで、我々は立ち入ることが、むしろ私はできないというのが基本的な考え方で、ただ、私が言っているのは子供、それから、私は人という言い方をしましたが、人から人間への発達過程の中で、段階的に応じたね、発達段階に応じた保育、教育が要るのではないかという、この考え方の問題なんです。そこに接近する話であって、今もちろん教育長から答弁いただきましたので、概要が、それなりにわかってきたわけであります。

では、最後に、時間もありませんから、よろしいが、大体、思ったことは終わりですが、最後に申し上げておきたいと思っています。いわゆる保育の質の実践の問題では、斎藤公子さんの保育論を取り入れた実践をやっているのは、実践しようとしているのが、この町でもあるんですね。この町でも、こどもの森保育園というのは、それなりに、そういう発達学から見た保育をどうしたらいいかということの試みを非常に心がけた団体だと、保育所だというふうに、私も思っています。

以上で、質問を終わりたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、与謝野町子ども・子育て会議条例につきまして、お尋ねいたします。

第4条には、町長が教育委員会の意見を聞いて委員を委嘱するとあります。第7条は、事務局は福祉課と教育委員会で置かれます。第9条ですね、ここへきますと子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定めると、こうなるわけですね。ここへ立ってやはり、どちらから質問しようかというふうに、私も迷うわけですが、教育委員会のほうから質問したいと思います。

これでですね、今、大変問題になっています教育行政の難しい現状を、これは反映している条例ではないかというふうに、私は思うんですけども、果たして教育委員会の独立性、あるいは透明性の確保が確実にできるのか、教育長の見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。私は、その条例につきまして、それは今の教育委員会制度を踏まえた条文になっておると、そのように思っております。先ほどから、この条例の趣旨や目的につきまして、いろいろご質問をされておまして、そして、町長、福祉課長のほうが答弁しておるわけでございますけれど、内容につきましては、この子育てでございますので、当然、学校教育にかかわってくる。幼稚園もそうですけれど、私どものところが所管していることもございますので、当然、それにつきましては、私のほうも諮問をするという、そういう立場にあります。したがって、私は今の町行政と、それから、教育行政のあり方を踏まえた、そうした条文になっていると、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 想定するわけですが、やはり見解が違ふ場合があると思うんですね、教育と

行政の立場によりまして、その場合、これによりますと人事権は町長が優位なんですね。ですから、どうしても行政が優位ではないかというふうに想定するんですけども、この点につきまして町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらにつきましては、当然、教育委員会とも相談の上、協議の上、いろんなことを定めておりますので、今後につきましても、やはり子ども・子育て会議も両方の意見を持ち寄りの中で当然、進めていくべきものだというふうに考えております。

権限をどちらが持つかどうかということについては、当然、条例をつくり、そうしたものは町が、行政側がやりますけれども、具体的に会議を動かしていくのは、行政部局、町のほうだとか、教育委員会だということなしに、その会議の中で自由にご議論いただくという、そういったものでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それなら、そこで事務局体制につきまして、お尋ねしたいと思います。私の経験上では、人権問題が住民環境課と教育委員会が、それぞれ推進されているわけですけども、この場合の事務局体制が、どういう構成になるのか、どちらに聞いたらいいかわかりませんが、お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。お互いに独立した組織が一緒になって、事務局を担当するということにつきましては、やはり懸念される点があるかとは思いますが。しかし、これは、先ほど町長の答弁の中にありましたように、それは事務局として、この条例が目指すものが一致しているわけですので、やはりそれに向けて連携を密にしながらやっていけば、私はむしろ、一つのところだけがやるよりはいいと、そのように思っております。

ともすれば、皆様方からよく言われることですが、行政というのは縦割りで、横への連携が不足していると、私も、そう思います。だから、その意味では、むしろ横への連携ということは非常に大切だと思いますので、先ほど申しましたように目的は一つ、目標は一つでございますので、それに向けて知恵を出し連携していけば、それで解決するわけですし、そして、それがお互いの独立性を侵すものではないと、そのように私は考えております。以上です。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは具体的にお尋ねしたいと思います。事務局長は、どちら側が担当されるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところまだ、きちんと決めておりません。今後の施策を推進していく中で、決めていかなければならないことだというふうには思っておりますけれども、今の段階では、まだ答えを持ち合わせておりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 条例が成立いたしましたらですね、早急に事務局体制を立ち上げていただきたいというふうに思います。私の経験からすると、繰り返しになりますけども、人権問題、これはもう皆さんの考えが一致しているわけですから、住民環境課であれ、教育委員会であれ、お尋ねし

た場合は同じ見解が返ってくるんですけども、この条例につきましては、いろんな考え方、見解が出てくるというふうに想定いたしますので、ぜひとも慎重に事務局を立ち上げていただきたいと思います。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 16番、谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、この条例につきまして、何点か質問させていただきます。私は一般質問で、保育園の統廃合と保育料の問題について質問させていただきました。先ほど町長の答弁では、この子ども・子育て会議に、この議題が重点的な議題になるというようなお話も、ちょっと聞かせていただきました。

そこでお伺いさせていただきますけども、課長のお話では7月ぐらいと言われましたね、立ち上げが。私は統廃合の問題を一般質問で聞いたときには、この結論がですね、一体いつごろ導き出されるのかというような質問の中では、町長はたしか今年度中には答申をいただく予定にしておるというようなお話を聞かせていただいたと思うんですけど、それは2年間の任期という間の中でありますけども、この統廃合の問題については一般質問でお答えになったような形で答申がなされるというぐあいに判断してよろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのように諮問していきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） それでは、ちょっとお伺いしますけども、7月から、この委員会が立ち上げられて、どれぐらいのペースで、この会議をされて、年度内に結論を得ようとされておられるのか、そのプロセスですね、そのところをちょっと、課長でも結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。事務局のほうで考えておりますのは二段ロケット方式といいますか、まず、最初に現状の二つの幼稚園、それから、八つの保育園、公立の部分ですが、この部分について、今後どういった形をつくっていくべきかということについて、最初に答えをいただきたいというふうに思っております。

そういうことで言いますと、大体、まあ、月に最低でも1回ぐらいは会議を開催いただいて、ご議論をいただきたいと。町長が申し上げますように、年度中ということですので、それは3月末も年度中でございますし、12月も年度中でございますので、それは会議のほうの進捗状況によるものだというふうには思いますが、できるだけ早い段階で、そういったお答えをいただけたらというふうに思います。

それを基本にいたしまして、その後の事業計画の策定ということが必要になってまいりますので、その事業計画の策定につきましては、平成26年度中に完了しなければならないということになっておりますので、そのあたりは会議回数等は、進みぐあいによりますので、今、具体的な回数等は申し上げられませんが、そういったペースで進められたらというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） これは人選にもよると思うんですけども、前回のですね、名称はちょっと忘れちゃったけど、教育、保育、環境あり方検討委員会ですか、そういう委員会がございましたね、

その委員会の中、内容はですね、ちょっと触れさせていただきますと、各委員さんがですね、自由な私案というか、自由な思いを語られまして、そういうものを羅列した中で答申がなされて、現状の保育園の統合は現状のままでいいというような答申が多分なされたのではないかなというぐあいに思っております。そういうことで、事ほどさようにですね、この保育園の統廃合というのは、学校の統廃合と同じですけども、大変難しい問題ではないかなというように、私は思っております。そういう意味で、大変このプロセスが大事ではないかなというぐあいに思うんですけど、この委員会で、そういった形できちんと答申が、例えば、この間の私、例を出しましたけど、伊勢の志摩市、三重県の志摩市では、きちんと30の保育所を15に統合するというようなことで数字を示されてますけども、そういったきちんとした形の答申ができ上がるということを期待してもいいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 前回のあり方委員会のご意見はご意見ということで、これは真摯に受けとめをしなければならぬというふうに思っています。ただし、あれから約4年経過いたしております。その間に児童数の問題もありますし、また、先ほど申し上げましたように家庭のほうの保育力といますか、子育て力の低下ということも叫ばれる現状になっておりますので、そういったことも踏まえていかなければならない大きな問題もたくさんございます。今回の諮問については、前回とはちょっと違った形で、やはり具体的な内容を諮問するべきだろうというふうに考えておりますが、今、それを調整中でございますので、きょうのところは具体的な内容は申し上げられませんが、前回とはちょっと違った形で諮問になるだろうというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 私たちの議員の任期も来年の3月で切れます。町長の任期もそうですね。今年度中の方針というか、答申を受けられて、行政側としては平成26年度中に計画を出されると、ということなんです。そこで統廃合の問題だけでは、この子育て会議ではないとは思いますが、当面の一番大きな課題というのは、そこにあるのではないかなというように私は認識しておりますので、その辺のそこをですね、十分計画を練っていただいて、プロセスに誤りのないような形で、きちんとスピーディな結論を出していただきますようお願いしたいと思います。

それと、もう一つは保育料の問題をちょっと町長も触れられましたけども、この保育料というのは、私、一般質問でも申し上げましたけども、非常に保護者の皆さん方は保育料が高いと、というぐあいな認識を持っておられるようであります。ただ実態は、高いのは高いでしょうけども、町の持ち出している金額は相当な金額ですね、相当な予算を組んで、この事業をやっておるというような中で、この保育料が高いと思われるということ自体がですね、少し問題ではないかなというように思っているんですけど、その辺の認識も含めてですね、この保育料の問題、町長は、どう捉えておられるのか、その点について、先ほど言われましたので、お答えをいただければありがたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 保育所、保育園でどういうサービスをするかによって、また、これ違ってくると思いますし、それらのサービスも含めた中で保育料というのは、定まっていくものであると思いますし、先ほども申し上げましたように、子育て会議の中で、それらのことも含めてご検討いた

だけるような、ご議論いただけるような、そんな場にしていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） それでは、7月から立ち上げられるということですので、十分な議論を積み重ねていただきまして、どのような結論が出るかわかりませんが、諮問が出るかわかりませんが、町民のニーズにですね、ぜひ応えていただきたいというぐあいに思っております。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第62号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第62号 与謝野町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第66号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、平成25年度の一般会計の補正予算の中で新しい新規事業のことににつきまして、お尋ねしたいと思います。農林課の課長にお尋ねいたしたいと思います。

木質バイオマス産業化促進整備事業ということで、新しい取り組みをなされる予定でございますが、この森林整備につながる非常に大事な事業だと思っておりますけれども、この事業が導入されるに当たりましてのいきさつと申しますか、流れというものを、まず、最初にお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。政策等形成過程の説明資料などでも説明をいたしておりますけれども、今、森林の整備がなかなか、林業の低迷ということもありまして、進んでいないという状況がございます。その森林整備の一つには間伐ということで10年なりに一度、成長した森林を間引くといえますか、そういったものがございます。ですけれども、その間伐をした場合、今まででしたら、その間伐を、その山にそのまま切った後、置いておいて、一定間伐が終わりというような手法で進められてきておりました。それを何とか、その間伐材を有効資源として活用

できないかということが一つございます。ですから、その間伐材を有効に使う、いわゆる材として販売ができる、価値が生まれるというような、何とか仕組みを構築したいということが課題でございまして、それを今回、木質のチップの原料として加工することによりまして、いわゆる燃料として使用するというものを検討してまいりました。その検討の結果、一定の利用の水準といえますか、価格的なレベルに達したのではないかなというような結果ももたされたので、今回、その利用の方法といたしまして、木質のボイラー、これをリフレかやの里に導入して、そのリフレかやの里に、そのチップを買っていただくと、その買っていただくことによって、先ほど申し上げました間伐材に一定の価値が生まれる、そうすると、今まで間伐が進まなかったという部分が何とか間伐の促進というんですか、それにつながるのではないかなということでございます。

ここで一つ大きなポイントは、やはり山を守るということについては、山主の方も当然、思っておられるということでございますけれども、果たして、その林業が低迷しておる中で、その中で間伐をしていくと、長期的なものでございますので、そこにはなかなか一歩が踏み出せんという部分がありました。今回、この間伐材をチップで利用することによって、何とか間伐にかかる山主さんの費用が限りなくゼロに近づく、今回の検討ではゼロにはなるんだらうというようなことで、提案させていただいておりますけれども、ゼロになるんだったら間伐を進めようかということにつながるのではないかなということでございます。

以上から、この木質バイオマス産業化促進整備事業に着手したいというふうに考えたところでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 流れは今、一通りお聞きしまして理解できましたけれども、その木材から、いわゆるチップにされるのは、どこでされる予定ですか。山田にも下山田にも民間の会社が、ああいうパルプ材としてのチップを製造しておられるようですけども、どういうところで考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。議員がおっしゃられましたとおり町内にも、そのチップに関連いたしました業者さんが存在をしております。ですから、まず第一は、そういう業者さんがおられるということで何とか、そこからでもチップがいただけるのではないかなということは、当初から想定はしておりました。ですけれども、たまたまお隣の京丹後市のほうが、同様の事業を推進されておまして、京丹後市のほうでは、そのチップ化にします加工場をことし、本町と同様のスケジュールで進められておりますので、その京丹後市と、この間、協議もいたしまして、そのチップ工場から調達をするということを考えております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） わかりました。新聞にも、それこそ6月議会ということで、同じような、このバイオマスのことが、ちょっと議題が京丹後市のほうも載ってましたので、向こう側は、そんなら加工場を設置されるということですね。それで、あの資料をいただいた中で木質バイオマスボイラーチップ必要量算定という資料の中で、きょう現在の年間のリフレの重油使用量とか、いろいろとデータが出てますけども、きょう現在の、この年間の7万6,000リットルですか、こういった数字が出てますけども、きょう現在の、そういった重油の燃料代が、アバウトで結構で

すので、年間でどのぐらいのものなのか、あるいはもう一つ、入浴料ですね、利用されている方々の、そういったものが年間どのぐらい入っておるもんか、あわせてお尋ねしたいということと、それと、これを見ますと、予定では熱量のうち8割をバイオマスの、このチップでやりたいというような計画のようでございますが、そういった場合に、どのぐらいの金額が計画としては上がっているものなのか、あわせて、わかっておりましたらお聞きしたいと、このように思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。何点かございましたので、一つはリフレかやの里の重油の購入額ということでございますが、この資料にありますように昨年、年間で7万6,000リットルを使用いたしております。大体平均的に90円だったというふうに思っておりますので、年間で約680万円を使ったということでございます。それとお風呂の人数だと思いますが、昨年1年間の利用者数は2万6,000人となっております、売り上げといたしましては約910万円となっております。

次に、リフレでの8割がチップを使うと、それであとの2割を重油ボイラーで賄うということで、その2割分が1万5,200キロリットルというようなことになろうかと思えます。ですから、それに90円をざっと掛けた分が、今後のリフレでの重油代になろうかというふうに思っております、試算では約136万8,000円というような計算をいたしております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

11番（小林庸夫） 私、まだ、これからのことですので、未知のことですので、わからないかと思いますが、まだ、これからのことですので、京丹後の相手方もあると思えますし、未定の中でのことをちょっとお尋ねしたんですが、3年ほどになるんですかな、産業建設常任委員会で四国の徳島県の上勝町に視察へ行かせていただきまして、そのときに、もう上勝町でも温泉の、いわゆる追いだきというんですか、冷泉でございますので、このバイオマスの、こういったボイラーを2基設置してやっておられまして、そのときの、いわゆるあの町も山、また山の中で頑張っておられる、ご存じのとおり葉っぱビジネスでね、頑張っておるところなんです、24時間運転しておるというようなことで、チップ代金が1キロ16円で仕入れておられると、同じ町の中で、その木材工業でチップをつくる会社から購入しておられるというようなことだったんです。一日に1.3トン、24時間営業で1.3トン燃やし、使っておるというようなことを申されておられまして、そういったこともあわせて、また今後の交渉の参考にでもしていただけたらと思います。

それから、このボイラーのメンテナンスというような形のことは、どのぐらいかかるのか、きょう現在のでもかかっておると思えますけれども、どのぐらいのものが必要とされておるのか、参考までにお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。今回、想定をしておりますチップボイラーにかかります年間のメンテナンス費用でございますが、100万円というものを想定いたしております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

11番（小林庸夫） どこのメーカーのだか、まだ、聞いてませんのでわからんですけど、上勝町のは

オーストリア製で2基入れておられて、その2基で150万円ということをおっしゃっておられましたので、参考までと思います。

それと担当が副町長になりますか、総務課長になりますか、ちょっとわかりませんが、ひとつお尋ねしたいと思いますけども、こうして町内に、いわゆる指定管理の施設が何カ所かございまして、そして、それぞれ管理されておるだけじゃなしに、一つのビジネスとして営業をしていただいておりますというような施設が何カ所かございます。合併後につきましても、この7年の間に、いろんな機械のメンテナンスでありますとか、更新でありますとかいうようなことで、町とすれば、かなりの多額の投資をやってきております。また、これも早いものであれば数年、長いものであれば10年幾ばくかです。また、同じような更新なり、そういったことも当然、施設を管理していこうと思えば当然、出てくると思っております。そういう場合にですね、果たして、こういった設備投資を全面的に町が、いわゆる交付金もございまして、あるいは起債もございまして、あるいは一般会計からの身出しもございまして、そういった形で繰り返していかれるスタイルが、今後、交付金も減額されてくるという中にありまして、非常に財政の改革という意味からも含めまして、一つの機械を設備更新された、そういった場合の一つの貸付料というものを幾ばくかもらえるというような仕組みというものを考えることはどうかなと思って、お尋ねするんですが、貸付料を入金すれば、それを別途口座に別会計で積み立てていただいて、そしてまた、何年か後の、いわゆる更新時期に、そういったお金で、プールしたお金の中から、そういったお金を更新費用に使うということにすれば、その起債を起こすことにしても、非常に軽やかなというんですか、そういうことはできひんかなと思っておるんですが、こういったことのお考えというようなことを今後の、そういった施設の維持管理のことにつきましての、一つの進め方の上でお考えしていただけたらどうかなと思うんですが、このことにつきましての思いというんですか、お考えがありましたら、お考えをお聞きしたいと思います。どなたか、担当はどなたになりますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、小林議員のご質問にお答えをしたいと思います。今、指定管理者制度で、それぞれの施設をお世話になっております。そうした中で、今、設備の問題の考え方でございます。そもそも指定管理者と申しますのは運営をお願いをいたしております。その前に施設は設置条例を持っておりまして、いわゆる目的に沿った運営をしていただくということになっております。考え方としましては、その目的に沿った大規模な設備であっても、それは町の財産として購入なり、整備をしていくという考え方に立っております。そういったことでございますけども、今、そういったものにも、だから貸付料とかいうようなお考えもお聞きしたわけですけども、それも一つの考え方ですけども、インセンティブと申しまして、ご褒美ですね、いわゆる指定管理者の中の運営で、やはり大変業績をたくさん上げてきたといったことをされてきますと、そういった感じでインセンティブという言葉になっておりますけども、そういったことも与えていくということもしております。したがって、今、これは貸し付けとかね、そういうことになってくると、今度は財務の関係がございまして、それこそ指定管理者は商法にのっとりまして財務処理をしております。減価償却の問題、貸付料の問題、それから寄附の問題、いろいろなことの財務処理が必要になってまいります。そうしたこともありますので、今、貸付料をいただくといったことがど

うなのかということも私は、ちょっと明確にわかりません。お答えになったかわかりませんが、そうした中で、まずは、こういった施設は町の財産として考えております。

それから、貸付料についてはお考えをお聞きしまして、また、勉強させていただきたいというように思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 民間でしたら、今、課長が申されましたように減価償却というようなもので、それぞれ耐用年数というものが法的に決められておまして、10年なり、15年なり、あるいは6年、7年なりというような形で償却をしていくということ、償却できなければ赤字になってくるというような形で、民間は、そのコストということでやっておるわけですが、私が申し上げているのは、そういった各施設のお世話になっている方々に、いわゆるコストというものも意識していただいて、より努力していただくというような意味合いが一つと、それと町の、これからの財政事情が非常に厳しいのがわかっておりますので、そういった更新時期が来たときにでも、いわゆる一つの、原資の一つとして、そういった貸付料のプールしたものが、今回はA施設、今回はB施設に使おうというような、そういう形でとれば、起債もね、あるいは一般会計からの補填もだし、支出ということも若干負担が軽くなるんじゃないかと、このように思いまして、今後の課題として一つご検討をいただきたいと、このように思ってお申し上げたようなことでございます。終わります。以上です。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員のご質問の趣旨は、よく承知いたしましたので、勉強させていただきたいと思います。

- 1 1 番（小林庸夫） 終わります。

議 長（赤松孝一） ここで11時まで休憩をいたします。

（休憩 午前 10時43分）

（再開 午前 11時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

5 番、塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） それでは、一般会計補正の木質バイオマスボイラーの導入について、先ほど、小林議員もお尋ねになりまして、大分、理解ができたんですけども、もう少しお尋ねをしたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

先ほど間伐材を京丹後市の、今度、そういう施設をつくられるところで、チップにするということをおっしゃいまして、これを見てますと、一旦、原木は、そこに売り払うような感じに理解したんですけども、結局それでは、幾らで買い取るというんですか、必要量を買うということになると思うんですが、先ほど、小林議員がお尋ねになりましたけども、私が聞き漏らしたのかもわからんですけども、幾らで買うことになっているのかという、その金額面、それがまず、一番教えてほしいことと、それから、この木質バイオマスの機械の導入については、ちょっと時期がずれておるかもわからんですけども、これの調査研究をするという目的であれば100%の補助で入っていたというふうに思うんです。今、これを見ると半額ぐらいが補助になっておるんかな

と思うんですけど、そういうことは調査研究されていましたが、その点、お願いします。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。一つ目のチップの調達にかかります単価でございますが、1トン当たり1万2,000円を想定しております。これは一定、今の段階で京丹後市とも協議等を重ねた今の段階での想定価格ということでございます。

それと2点目の、いわゆる補助事業等のことでございますけれども、100%の調査という事業があったかという点については承知はいたしておりませんが、これまでからの、いろいろなそういう新規に開拓をしていくような事業の場合でありましたら、100%の補助事業ということもあったのではないかなということは、想定はできますが、それはやはり超先進事例というものが該当するのではないかなというふうにも思っております。今回、本町で取り組みますのは一定、バイオマスの調達費でありましたり、それを今度、販売する、いわゆるリフレでの重油代とのバランスでありますとか、そういった仕組みを構築していくというタイミングもあると思いますので、今回の補助事業を活用したということでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） トン当たり1万2,000円ということは、12円ということですね、キログラムね。そうなりますな。ということは232トン使うということとなると、今ちょっと計算したけど1,700万円か、そのぐらいになるんですか、年間の買い入れは。ちょっと頭の中でしたんですけど、大体そんな感じじゃないかなと思うんですが。原木を売って、チップを買ったんから原木を売ったんを差し引くわけですけど、これよく考えたら、この原木そのものは、先ほどの話では、これは町がやったりするんじゃないかに、森林組合でやるとか、そういうことになるんですか。そうすると原木を売ったお金は森林組合に入るわけですが、一旦。これ直接話しとしてもあれですけど、そこら辺のちょっとお金の流れの仕組みを、金銭的な、1回整理して、ちょっと教えてもらえませんか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。まず、間伐をいたしまして、その間伐材の中で上質なものと、いわゆる、今まででしたら、出してもなかなか価値がなかったというような部材に分かれるということでございまして、その中で上質なものは一定、1万2,000円というような市場単価で現在でも流通が一定、想定できると思っております。それとチップにつきましては、工場から買うのは1万2,000円なんですけれども、工場には原料として売りますので、その部分がトン6,000円ということで、これも京丹後市のほうとは一定、現段階での調整での単価ということでございます。それで一つは間伐の、今までからの標準的な単価でございますが、ヘクタール当たり46万2,400円というような額になっております。

そこで、それから、先ほど申し上げましたようにチップで売る6,000円、それと間伐材の上質材で売る1万2,000円、それともう一つは国庫の補助金が想定されますので、その部分と、町につきましても一定補助を打っておりますので、それらを合計いたしますと、先ほど申し上げたヘクタール当たり46万2,400円の単価以上が見込めるというような想定をいたしております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、言われた説明は、そうするとヘクタール当たりの、ここに書いてある金額は全部、単価ということですか。全体の、この金額であらわしてある分ですわね、これは全部ヘクタール当たりの金額が、ここに入っておるわけですか。最後の間伐施業の差し引きの114万3,000円というのも、ヘクタール当たりの金額ということですか。そうすると、まだまだ、相当な金額になってくると思うんですが、それでもう一つお伺いしたいのは、それでは、この森林組合に委託されると、先ほどお聞きしましたが、そのヘクタール当たりの、いわゆるかかる人件費というのか、人数ですね、どのぐらいの、これで雇用ができるのかなという、それについては、どのように思っておられますか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 人数的なところは、今、ここに資料を持ち合わせてませんので、後ほど答えさせていただきますと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） こういう事業をすることによって、町は国の補助もあるわけですが、大きなお金を投入するわけで、やっぱりそれによって雇用が、新しい雇用が生まれてこない、せつかくつくて、木を燃やしておるだけだというのは、ちょっとどうかなというふうに私は思いますので、やっぱりこれによって、どのぐらいの雇用が出てくるのかなという、そういう部分もちょっと知りたいなというふうに思いました。

それから、先ほど小林議員も聞かれましたんですけども、前ね、上勝町に行ったとき、私も一緒に行かせてもらったんですが、これオーストリアの機械でしてね、ポリテクニク社というんですか、何か、そんなところで、結構大きな機械が入ってましたけども、今度のは、この前、課長に聞いて調べましたら、これスイス製の機械のようです。先ほど年間の維持管理が100万円ほどと言っておられましたけども、そのときに上勝町で聞いたのは結構、作業が大変と、メーカーによっては違うとは思いますが、いろいろ自動化はされているんでしょうけれども、灰を出したり、それから、チップがうまいこといかなんだり、特に、これは水分率で、ぬれたやつは、なかなかうまいこといかなようなこともあるというようなことも、そのときも聞きましたし、ネットでも、そういうようなことを言っています。ちょっと調べておりましたら、今度、導入予定のトモエテクノのチップボイラーを和歌山県の龍神村の施設に納入したいと、これネットにあったんですけども、どうも調子が悪くて、特に梅雨など、湿気の多いときは詰まって非常に困難をしておるというようなことも出ておりました。

そういうことで、このことによって年間100万円ほどの維持管理費が要するということは、リフレは、やっぱりそれ用の雇用をしなければならないようなことになれへんかなと思ったりもするんですけど、そういうことで、この全体のチップボイラー、木質のチップボイラーを入れることによって、指定管理料にですね、将来の、どういうふうに影響してくるのかなということを、ちょっと想像するんですけども、そこら辺は、どのように思っておられますか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。機器の選定に関しましての部分でございますけれども、確かに一番ポイントになるのは、原料となりますチップの水分率だと思っております。水分率が高いと、燃やしても最初に水ばかり蒸発させなければなりませんので、ロスが多いということと、

サイロの中で、どうしても総持ちで落ちにくくなって、それが原因で、本来チップボイラーが燃えておらなければならないときに、バックアップの重油ボイラーが燃えてしまうというようなことが生じると、これは、もう一般的に、そういう問題は出ておりまして、その点で、このトモエボイラーを一定は、この予算の要求という中では選定をしまいましたが、他社と比べますと水分率の高水分率でも対応できるというような比較検討もいたしました。

それと、やはり今の龍神村の例でありますけれども、恐らくまた、そこは、それを越えた水分率のチップを調達されておったのではないかなというふうに思っておりまして、その点につきましては、やはり京丹後市とは、その辺は一定の品質を担保したもので、先ほど申し上げた単価を設定していくというような協議は引き続いてしていきたいと思ひますし、それとトモエボイラーのもう一つの選定をいたしました利点でございますが、自動化が他社に比べて進んでいるといいですか、でございます。ですから、今、想定をしております段階では導入するリフレカやの里での、このチップボイラーにかかる人的なかかわり度合いといいますか、必要な人的な部分での労力は今とほぼ変わらないだろうという想定をしております。

それと、先ほどのご質問で、1ヘクタール当たりの間伐に対します人件費といいますか、人数が、どのぐらいかということは、今、直ちには出ませんが、このボイラーを入れるという目的は、間伐の面積なり、面積をふやすと、今までなかなか森林が手をつけられなかった部分を、このボイラーを導入して、今までほかしておった間伐材を価値のあるものにすることによって間伐を進めるということが目的ですので、今までよりは、その間伐の面積がふえていくということをもくろんでおりますので、そういう意味でいいますと雇用の機会というのはふえていくのではないかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 後からの森林の間伐の雇用の話なんですけど、じゃあどれだけの面積が今までよりふえるのかということがわかれば、要するに僕は、どのぐらいの雇用が出るかということが知りたいわけですから、今までより、どのぐらい、これによって間伐の面積がふえるか、間伐に従事される人数がヘクタール当たりわかれば、それで大体、人員の計算ができるわけで、そういう資料にするのに欲しいなというふうに思ったわけです。

それから、先ほど、ボイラーの性能のことをおっしゃいました。いろいろと調べておりますけれども、それでは、買い入れ予定のチップの水分率はどのぐらいのものを入れられようとしている。かなりきちんとしたものとおっしゃいましたけれども、そうするとチップにしてから乾燥させたり、いろんな、また費用がかかってくるわけで、12円というのが高いか安いかわからないんですけども、最近の円安傾向で外国から入ってくるチップが非常に国内で高騰しておって、燃やすんじゃないしに、製紙用とか、そういうチップのようですけども、そういうことにつられて全体的に、そういうものは上がってくるんじゃないかなと、今後、思うわけですが、それはやっぱり約定か何か、これから何年間というような、そういうことをきちっと取り組んだ上で、京丹後市からの買い入れをされているというのと、それから、チップ用の原木を渡した分の供給しか受けられないのかどうかということですね。それ以上のものでも受けられるのか、また、余ってもいいのか、そういうそこら辺がリーズナブルになっておるのかなということをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。間伐の面積でございますが、今の町が一定、設定しております間伐の計画面積が年間12ヘクタールということで計画をしております。それは年々によりまして、12ヘクタールいく年でありますとか、達しない年もありますが、これに対しまして今回、このボイラーで必要となるチップ、それをまた、産出するだけの間伐の面積は24ヘクタールを想定しています。計画からしたら倍はやっていきたいなというふうに思っております。

それから、2番目の水分率でございますが、40%を想定しております。いわゆる生の木をそのままチップにしたら、大体40%ということでございますので、それを想定しておるということです。

それとチップの調達に関します約定でございますが、これは今も協議を進めておりますし、行く行くは協定ということで、結ぶという前提で進めております。それと原木を供給した以上のチップが調達できるのかという点については、調達はできるということで、協定なりの協議を行っております。

それと、先ほどのご質問で一つ漏らしておりましたリフレかやの里におきます指定管理料等の件でございますが、一定、この今回の仕組みの中で、それぞれ重油代でありますとか、変動的な要素はあるかと思いますが、今の段階で想定をしておりますのは、チップを燃やすことによりまして、重油を買わないということになりますので、その差が138万1,000円ということ想定しております。これにつきましては、指定管理者との協議にはなりますが、もう一定、当然、指定管理料へ反映ということは考えられるというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） やってみなければならないことばかり聞いておりますので、現実問題は、いろんな問題が起きてくると思います。ただ、先ほども言いましたように、これによって雇用が、新しい雇用ができたり、それから、指定管理料にも、いい方向に影響してくるなら非常にありがたいですし、ぜひ進めていっていただきたいというふうには思っておりますけども、非常にチップボイラーは厄介なものだということ、それから、先ほどは全然、説明の中になかったですけども、僕も聞かなかったんですが、チップボイラーを入れることによって電力代も、また、ふえてくると、結構な電気代が要するというふうに、ふえてくるというふうに思ってますので、そういう部分を考えながら5年とか、そういうスパンで一度、こういう形になるんじゃないかというようなものを、また、できたら見せてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

13番、井田議員。

お願いしておきますが、質疑がある場合は挙手をもって大きな声でお願いします。もう1点は、質疑者は一問一答ということをお願いいたします。

- 13 番（井田義之） それでは、同じく木質バイオマスについて、少し質問をさせていただきたいというふうに思います。先ほどからほとんど出ていると思うんですけども、ちょっと私もわからないので、お尋ねするんですが、この製作過程の説明の中で、まず、一つは現在の計画が12ヘクタール、それで間伐面積が24ヘクタールということになっておるんですけども、ここで

24ヘクタールとか12ヘクタールとかいう数字が出てくるわけですね。それで、以前いただいております伐採木等利活用調査業務というのがありまして、この中で、それぞれの財産区やとか、それぞれの地区だとかいう地図がありますね。こういうふうな立派なやつがね。この中で、どれとどれとが、この12ヘクタールに入っておるのか、どことが、それから、ことしというのか、とりあえず現在の計画の12ヘクタールはどこなのか、それから、将来24ヘクタールにふやす、あとの12ヘクタールは、どのとこなのか、どこの地区なのか、地区名だけでも結構ですので、お願いをいたします。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。平成23年度で調査を行いました、そこでの地図、図面も出ておるわけですけど、全体で考えておりまして、町に存在しておる森林のうちに、いわゆる間伐が必要な面積は何ぼなんだということで、それは人工林が、それに該当いたしまして、いわゆる植林をした林でございます。町の森林面積が8,156ヘクタールでございます。そのうち人工林が2,843ヘクタールございまして、約35%が人工林でございます。この人工林を、本来なら計画に、指針に基づいて一定、間伐をしていく必要があるわけですが、なかなかそれが手がつかないということでございます。ですから、どこということではなくて、この2,843ヘクタール、この中から森林の整備の事業者、いわゆる森林組合等が、それぞれの山で事業をされる中で、そうなら、この年は、この人工林の、この部分が間伐ができるなど、そういうような経営計画の中で24ヘクタールを進めていくということとしております。計画の12ヘクタールと申しますのは、どことどこを町が進めるというものではございませんでして、やはり山主の事業の思いといいますか、計画がございまして、山を守っていくには12ヘクタールが必要だと、最低としておりましたが、その12ヘクタールが、どこかということは、もう山主さんのご判断になる。また、森林組合等の事業者を通じて、それを推進していくというような形になっております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） このいただいております資料では、結局、放置材の、ここの山は放置されたままだと、間伐材が、ここは片づけられておるとかいうのも出ておるわけですね。私は、やっぱり放置されとる山、山が荒れてくるわけですね、水も悪くなるわけですね。だから、そういう山を優先にするのかなと、これはある程度、町が、こことこことをことしは、来年はここというような格好でやられるのかなというふうに思って聞かせていただいたんですが、宮津与謝の森林組合に任せられるというような、森林組合というのは、そういうことですか。工事の伐採のほうは、それで、そこにお任せで、それからあとは、そこが、森林組合が、いわゆる地主なり、それから、財産区も聞きたいんですけど、財産区もやるのか、やらないのか、財産区をやるとしたら、財産区のほうでも、その森林組合のほうで交渉をするということですか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。実際、山で活動を、事業をされます森林組合、それからまた、本町には、もう1社、民間の事業者もございまして、その2社が山の様子とかは熟知をしておりますので、やはり現実的には、そういった事業者のほうが、いわゆる営業と言ったら言葉が悪いかわかりませんが、そういう活動をされて森林整備を進めていくということになる

うかと思います。それと放置材の件でございますが、放置材を引っ張り出してくるという想定をしておったのが前回の計画でございましたが、それをだんだん森林整備を進めていくということに重きを置いておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そうすると放置のかなり厳しいところがあるわけですね。その分については、今回、チップとしては使えんのは、それはわかるんです。ただ、そこも恐らく間伐材が、また、茂ってきておると思うんですけども、そういうのは後にして、とりあえず切りやすいところと言ったらおかしいけど、人工林の木を育てなければならないということをやめるのかどうか。それから、先ほど言いました財産区についてはどうなのか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。議員おっしゃいましたとおり、やはり2, 843ヘクタールの中から、やはり24ヘクタールを整備していこうということでございますので、やはり物理的に、やはり切りやすいところ、イコール採算が合いやすいところということになりますので、そういうところから整備が進むのであろうということは、予想がしております。それと財産区におきましても、山主さんでございますので、先ほど申し上げております山主さんとして位置づけております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 以前、山の管理で60年ぐらいの契約で緑資源機構とかね、今はあれになりましたけれども、そういうところの契約がありますね、契約しておる土地が、その部分については今回というのは、もう例外だということですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） そのおっしゃいました森総研等の山についても入っております、同様でございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私がお尋ねしておるのは、結局、全体的に町内の山、みな荒れておるわけですけども、どうしても入りやすいところから入っていくということは、荒れたところがどんどん荒れてしまうという格好で、その辺を上手にバランスをとりながら、やっぱり地域ごとに地区別とか、ある程度やっていくほうがいいんかということで質問をさせていただいておるということを理解しておいていただきたいというふうに思います。

それから、今度はリフレのほうにちょっとお尋ねいたします。今度、ボイラーをつけられるわけですけども、その重油と木質で切りかえられるわけですけども、80、20ぐらいの割合でということですけども、これは、ほんなら両方のボイラーを置いておくということにしなければならぬということが一つありますね。それから、もう一つは切りかえというのか、どういふときに重油を使って、どういふときに木質を使うという20、80というバランスが決まっておるのであれば、計画もあるんだろうと思いますので、その点については、どういふときに切りかえて使うのか、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） ご質問にお答えいたします。20%と80%ということで、それは重油が20%、

今後も燃やす必要があるだろうということと、８０％はチップで賄いたいということでの２０％、８０％ということですが、これは、切りかえは、いわゆる制御、いわゆる自動的に機械的な制御で行うということになります。基本はチップで燃やしたいということですので、チップを主流に燃やしていくと。ですが、先ほども申し上げましたが、やはり材が、原料が固形物でありますので、そういう総持ちになって落ちにくいとか、サイロへ、そういったことが多々、多少はあろうかと思っております、そういう場合にはイオンが下がりますので、そういうときにバックアップとして今、既存の重油ボイラーを燃やすというような仕組みになります。

もう一つは冬場、急激に温度を上げたいという場合は、やはり基本的な熱量の部分では重油のほうがまさっておりますので、そういう場合は重油ボイラーが活躍するということで、これは８割、２割という割合につきましては、想定でございますので、できる限り、この８割を１００に近づけたいということが思いでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

１３番（井田義之） 私、よくわからないのであれですけど、いわゆる重油の場合には、ぼっとスイッチ入れたら、バーナーがばあっと立ち上がるわけですね。ところがバイオマスの場合には、やっぱりある程度、燃え上がってこんど、なかなか熱量が出んわけですね。やっぱり時間がかかると、そういうのが、切りかえみたいなのがあって、そこで大体２割、８割ぐらいになるのかなというふうに、私、勝手に思っておったんですが、そうやなしに、できるだけ１００に持っていきたいということなんで、それはそれでいいと思うんですが、それでボイラーですけどもね。一応、チップというのは木材ですね。竹ですね、このボイラーについては、竹チップについては燃料として使えないボイラーだということですか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。竹を燃料といたします、いわゆるボイラーについては、なかなか実用化が困難な部分になっております。申しますのは竹の成分にはケイ素が多く含まれておりまして、ケイ素の酸化物でありますシリカ、これが燃焼しますと炉内で付着しまして、固まりになります。ですから、これが原因で、やはりボイラーの寿命が短くなるというふうに言われておりまして、この今回、検討しました３社、比較をいたしましたが、それぞれにおきましても、なかなか竹での燃焼ということは今後の課題であって、なかなか先ほど言いました灰の固まりの発生という部分が一番ネックでございますが、検討課題であるというふうには聞いておりますので、竹のチップは想定はしていないということです。

議長（赤松孝一） 井田議員。

１３番（井田義之） 今回６，０００万円、５００万円を含めて６，４００万円ほどですか、６，４５０万円ほどですか、このボイラーに金をかけるわけですね。私は今、何で竹のことを言っておるかといいますと、いわゆる山に入っていくと、確かに木質ですね、だけど実際に里山開発という意味からすると、里山を守るという意味からすると竹が、どんどんと山の中腹までを賣めていって、山がだんだん荒れてくると、こういう状態が起きてきているわけですね。

いわゆる、確かに竹の場合には温度も違うし、いろいろな油も違うし、いろいろ違って来ると思うんですが、その割合を決めてですね、投入して、例えば、木材を７割とか、竹を３割とかいうような格好で併用できるようなボイラーであれば、竹についても竹チップを製造しながらやっ

ていけるなというふうに、今後、将来的に思ったら、そのことが大切違うかなと、当然そういう環境のためにも、そのことが必要ではないかなと思ったんですけれども、そういうのは、もう全然今のメーカーではできないということですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。今おっしゃられましたように、竹とチップをまぜて燃やすと、これについては一定、メーカーも、次の手段ということで想定はされているとはお聞きしておりますが、では、何割かというようなところまでは、まだ、至っていないというふうに聞いておりますので、今後のメーカーにとりましても研究課題かなというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） メーカーがそうして研究をしようということであれば、当然、そういう方向も模索しながらやっていく時代ではないかなというふうに思います。ここで、いわゆる6, 000万円、7, 000万円が安いのか、高いのか、その辺は、それぞれの見方もありますし、活用する方法もあるだろうと思うんですけれども、ぱっと見たところ、今回の補正予算の特に大きな部分で、いろいろと補助金もろたり、借金をしたりということでやられるので、やはり今後の10年後を考えた有効活用がお願いしたいなというふうに思ったということです。

それから、それで今度は、先ほど何ぼだ言われまいたいな、かなり今度、安くなると、何とかなるので、指定管理料も云々の話が出ましたけれども、実際に、これを利用することにおいて、リフレの、いわゆる収支は、大体全体として、どういうふうな数字になるか、今の想定で、どれぐらいの数字になるのか、収支が、その辺について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。リフレの収支でございますが、今、速報値として聞かせていただいておりますのが、指定管理料を含めての差し引きでマイナスの約900万円というふうにお聞きをしております。それを踏まえまして、今回、ボイラーを入れることによりまして、重油代の軽減の部分が138万1, 000円というふうに想定しておりますので、138万1, 000円は、その900万円からプラスの要因になるのではというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 過日、第2次行政改革の答申がなされる中で、かなり町としてスリム化していくべきだということで、そういう中で、議論を実際に、その答申の中に入っていたかどうかはわからんのですけれども、指定管理のところを見直すというようなことを議論に入っておったと思うんですけれども、企画財政課長、その分は入っておりませんでしたか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。行革大綱、ちょっときょうは持ち合わせておりませんが、指定管理施設を廃止したり、統合していったりということまではうたっていないだろうと、いわゆる効率的な合理的な経営というところは目指すところだとは思いますが、そういうところまでは大綱にはうたっていないんじゃないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ちょっとよくわからなかったんですけれども、いわゆる指定管理の部分についての見直しというのは、今後、私は必要になってくると思うんです。そこでちょっとお尋ねしてお

きたいのは、いわゆる今回の木質のボイラーをつけて、そして、いわゆる、これまでだったら、もう簡単に重油を買っておけば燃料としてできたと、ところが、今回の、これで、いわゆるほかの部分と絡みが出てくるわけですね、補助金の関係やとか、いろんな中で、そういうような状態のときに、例えばの話として、もう完全に指定管理からリフレを自主経営にやってもらうというように、ことがしにくくなるのかなというふうに思ったりするんですけど、その点についてはどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えいたします。まず、最初に指定管理の施設のありました。行革の位置づけということもありましたですけども、町といたしましては、いわゆるご承知のとおり町の施設につきましては直営か指定管理にするかということが、まず、あります。そうした意味で効率的な運営、いわゆる、そういった意味で指定管理ということで施設にお任せしております。今のご質問は、この施設を、今度はどうするんだという、もう根本的なご質問だと思います。町として施設が要るのか要らないのかということで、それを売却していくかと、例えば今おっしゃったのは、もう売却しかないと思っているんですけども、そういったところまでの、売却までの議論には至っておりませんで、今の段階は直営か指定管理でやっていくという議論でとどまっているということでございます。

1 3 番（井田義之） はい、終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、私もバイオマスの関係で若干ちょっとわからないところがあるので、質問をさせていただきます。今、大勢の人から、この関係については質問がございましたので、私もある程度、理解はできましたが、少し質問をさせていただきたいと思います。

この生産等の形成過程の説明資料の中で、いろいろと書いてございます。結局はですね、効果として、将来にわたる。いわゆる今の森林の荒廃を森林の保全と、ここに書いてあります水源の涵養、土砂災害防止、地球環境保全、こういったことで期待ができると、こういうことだろうというふうに思っております。今、森林の荒廃はですね、いろいろと叫ばれておりまして、これはやはり野田川の水質の汚染も、一つの、これ原因になっておるわけです。しいては阿蘇海の汚染の原因にも、森林の荒廃は一つの原因の要因として考えられておる。そういったことで私は、ある程度、この事業については期待できるのではないかなというふうに歓迎するわけです。ういった効果が一面にあるものと、もう一つは、やっぱりボイラーを導入することによって、先ほどからいろいろと指定管理の問題が出ておりますけれども、このリフレかやの里の、いわゆる経費の節減にもつながっていると、こういう二つの、両面の効果が期待できるというふうに認識をしておるんですけども、そういった認識で間違いのないのか、まず、お尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。その認識と同じでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そういった事業がですね、これ展開されるわけですけども、今回の事業はボイラーの設置というだけでございます。やはりこれは、この事業を推進していくために、やっぱり

継続的に、この事業が推進しなければならないというふうに思うわけですね。やっぱり人工林が2,800ヘクタールほど言われておりますが、1年に24ヘクタールの整備をしていこうと思うと10年以上の整備が必要になってくるというふうに思うわけですが、そういったことで、今後、この整備事業が進められると思うんですが、これから、この整備事業に要する費用、こういったものはですね、どのぐらいの費用が必要になってくるのか。全くゼロベースで、この事業は、ゼロ予算ベースでいけるのかどうか、この辺ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。この事業によりまして、24ヘクタールの、年間、間伐を推進していこうということでございます。その24ヘクタールを標準の、いわゆる単位面積当たり、ヘクタール当たりの単価で掛けますと、年間1,100万円程度の事業費が必要ということになります。その中には国の補助金でありますとか、先ほどから申し上げておりますチップを売って、これで収入にして工事費に充てるとか、そういうことがございます。町におきましては、一定の補助金を設けておりますので、この24ヘクタールをしていくということについての補助金いたしましては128万6,000円、これを一定、想定をしておるということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 年間24ヘクタールを整備していこうと思うと1,100万円程度の事業費が必要だと、そのうちの128万円ほどが国庫補助というふうに、今、お聞きしたんですけれども、それは町のあとの800何十万円かはですね、町の負担として出すわけです。計上するというのか、負担していくわけですか。それとも、いわゆる個人の費用を含めて1,100万円ということなのか、そこら辺どうでしょう。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。先ほど24ヘクタールにかかる事業費が1,100万円程度というふうに申し上げました。これは森林を整備をいたします森林組合、また、そういった事業者への、いわゆる請け負いになります。その費用を誰が持つかということにつきましては、これは山主になりますので、それぞれの個人さんでありますとか、また、財産区さんでありますとか、そういった山主の方が負担をしていくという費用になります。これまでは、その負担がなかなか厳しいということで、間伐が進まなかったわけですが、今回、このチップ、ボイラーを入れることによりまして、その1,100万円と同等の収入を見込んで、身出しが限りなくゼロに近いということをもくろんでおるものでございます。その内訳でございますが、一つはチップの間伐材を原木として、その京丹後市の施設に販売していくというもので、それが139万5,000円、それと間伐材にはチップではなくて、もう一つ上質な材がございますので、それが1トン当たり1万2,000円で、市場で販売できるのではないかというふうに見込んでおりまして、それが279万1,000円、そして、国の補助金が50%ございますので、それを活用して676万9,000円、それと町の補助金といたしまして、10%かつ、そこから現在の5%を差し引きまして、128万6,000円以上を合計いたしますと1,224万1,000円という額になります。その額と、先ほどの間伐施業にかかります年間の費用の1,100万円程度、これと比較しましたら、いわゆる少なからずプラスになるだろうという試算をいたしております。

議 長（赤松孝一） ここで、まことに申しわけございませんが、お昼の休憩に入りますので、13時30分から始めますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時30分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

午前中に引き続き糸井議員のほうからお願いします。

糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、午前中に引き続きまして質問させていただきます。大体、課長の答弁わかりましたけど、ところで、この事業が今、ここで進められようとしておるんですが、チップ工場、これは京丹後市でこしらえられるということなんですが、チップ工場も含めて、この事業が稼働する時期はいつでしょうか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。本町のボイラーにつきましては、今年度内の完成を目指しております。それと京丹後市のチップ工場でございますけれども、お聞きをしている範囲におきましては同様に今年度中の完成ということ聞いております。来年の4月ということに、稼働はなろうかと思えます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） わかりました。今年度中に整備されて、稼働は平成26年4月ということで理解をさせていただいたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのように理解をさせていただきます。

したがって、やっぱり森林整備の関係でございますので、非常に私は重要な事業だろうというふうに思っております。ですから、今後とも、この事業が継続的に発展的に積極的に展開されることを期待をしておきたいというふうに思います。それが一番大きな効果だろうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つの効果として、リフレかやの里の効果が出されておるわけですが、午前中の質疑の中で、塩見議員の質問の中で指定管理者、いわゆる指定管理料の見直しと申しますか、指定管理料を節減すると、それに言及をされておったというふうに思うんですが、指定管理料を見直しをしていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。このボイラーを導入することによりまして、今の算定でいきますと、138万1,000円の重油代にかかっておった分が削減できるという数字を出しておりますので、この数字を出したということに関しましては、指定管理者との協議は前提でございますが、当然、そういうテーブルには上がってくるのではないかなというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） この中にも当然、ボイラーを導入することによって燃料経費の節減が期待できると、こういうことになっておりますので、恐らく指定管理料のですね、やはりこれは見直しをさせていただくということになるのではないかなと、そういう方向性になるのではないかなというふうに、これはやはり町が設備するものですので、それによって経費が節減できるわけですので、それは

当然、私は、そういうことは論議の場になって、指定管理料の節減効果ということに期待ができるのではないかというふうに思っております。

今、138万1,000円と言われたんですけども、数字が若干ですね、ちょっと違うかなと思うんですが、このリフレの燃料費が7万6,000リットル、680万円というふうに言われておりますね。それで2割が既設ボイラーを、今後は使うということで、数字的に136万8,000円、チップが年間232.6トン、これ1万2,000円掛け合わせると279万1,200円という数字になるというふうに思います。20%の136万8,000円と232.6トンの279万1,000円、ざっと416万円ほどになるわけなんです。270万円ほどのですね、私は効果が出るのではないかなと、138万1,000円と278万円、ちょっと差があるので、私は270万円ほどの節減の効果が出てくるというふうに思うんですが、これはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。今、議員さんの算定で、そのとおりでございます。それに加えて、経費といたしましては、着火またはチップを投入するベルトコンベアー等に一定の電気代がかかるということがございまして、それに30万円、それとボイラーのメンテナンス費用ということで100万円、これを経費として計上いたしますので、それを引きますと270万円、マイナス130万円で138万1,000円と、約140万円という数字になるかと思えます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） リフレのほうにも効果が期待できるということで、私も、そういう期待をしておりますので、ひとつよろしく願いしておきたいと思えます。この質問は終わります。

もう一つですね、ちょっとお尋ねしたいのは、この農業振興費の特定地域再生計画策定事業が計上されております、914万5,000円、これの事業の、私ちょっと資料をいただいていないので、わからんですが、これの事業計画、どういうものか、また、効果として何が期待できるのか、これについての説明をお願いしたい。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。特定地域再生計画策定事業でございますが、この目的は特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が地域の将来像や課題の解決のための取り組みについて住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する事業ということになっておりまして、所管は内閣府となっております。各省庁の今の既存の補助制度といいますか、事業メニューにはなかなか該当しない部分の中で特徴ある取り組みを拾ってこういうようなことが大きな趣旨だと思っております。具体的な事業の内容としましては、現在、本町においては、京都市内に拠点を持っておられますお米の卸売業者、また、お米の販売業者がございまして、その業者には京の豆っこ米を取り扱っていただいております、その関係で2年ほど前から、この与謝野町のほ場を自社の研修、また、無農薬等の栽培のフィールドとして、社員が中心になってお米づくりを自分で実践をするという取り組みをされております。その中で2年が経過してきたわけですけども、やはりその業者さんは基本的にインターネット等の、そういった通信技術等を活用しながら販路を拡大をされてきたという業者でございまして、そうい

った技術、それを何とかお米づくりに生かせんだろうかということが、これはかねがね聞いておりました。でも、なかなかそれに対する有効な事業というのは、なかったわけですが、今回、この特定地域再生計画策定事業を活用することによりまして、そのお米づくりに少しでも、そういった先進技術を取り入れていくと、それを調査をするというものでございます。

今現在、本町では豆っこ肥料ということで、有機質肥料を製造して、また、活用しております。それに加えて、阿蘇海で発生します藻でありますとか、カキの殻、また、竹のチップ、そういったものを新しい資材として細々とではありますが研究を重ねております。一つは、そういった資材を何とか有効な豆っこ肥料に匹敵するような肥料に、まずはならないかなということがございまして、その製品開発の調査をしたいと思っております。それと、もう一つはほ場、ほ場で気温、また、湿度等のほ場のデータを自動的にパソコンなどで収集して活用すると、そういった気象ロボットの簡易な、それをほ場に設置して、それでどんなお米づくりができるかと、そういった実証実験でありますとか、京都市内に本拠を持たれておりますので、そういった都市の住民と、この地域との交流、都市農村交流に向けた、どういう今後、手法があるだろうかというようなことの検討、大まかには、その３点を調査していきたいというものが概要でございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） ちょっとよくわからなかったんですけども、今、与謝野町には豆っこ米がありますね、これ与謝野町の特産品として、それに対抗するものをこしらえていこうということなのか、これ京都の販売業者さんが、こちらに来て、そういう豆っこ米に対抗できるようなお米づくりを研究開発していこうと、そういうことなんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。豆っこ肥料を使った豆っこ米、これは一つの形として一定、確立ができておろうかと思えます。ですから、それに匹敵する肥料というふうに申し上げましたが、対抗するということではなくて、グレードを上げるといいますか、豆っこ肥料、また、そういった竹チップで、なおかつ、その豆っこの効果を上げるでありますとか、そういったバージョンアップ的な研究をしていきたいということです。それと京都のお米業者でございますが、ここで２年間、無農薬を中心にして豆っこ肥料を使ったり、阿蘇海の海藻を使ったり、そういったお米づくりをされてきておると、これは化学肥料を使わない農法、また、化学合成農薬を使わない農法ということで、その方向は町が目指しておる安全・安心という点にも合致いたしますので、そういった外部の力、また、社員は若者でございますので、そういう若者のパワー等を、その新しいお米づくりに生かしていきたいというものでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） とすると、一方で豆っこ米をつくっておりますね。それに匹敵する肥料、例えば阿蘇海のカキの殻だとか、藻だとか、そういうものでもいいお米がつかれると、そういうふうな研究を、この事業でやろうというふうなことなのか、地域再生ということになっておりますので、果たして再生するんなら、私は豆っこ米を広げていく、全町に広げていく、そういうことで再生につながるのではないかというふうにも思うんですけども、一方で、こういう研究も片方ですんだということで、片一方では豆っこ米肥料、豆っこ米の米、片一方では、そういう違う有機肥料ですのお米の生産、こういうものが両立して、この与謝野町で今後、芽生えていくのかなと、

効果として、そういうものが期待できるのかなというふうに思うんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。現在、豆っこの肥料を使った豆っこ米、これはゆるぎない核の部分だと思っております。ですけれども、豆っこの肥料が成分、または効果、労力、また、製造にかかる経費的なこと、それらを総合的に見ましても完璧なものかといいましたら、まだまだ、改善、改良の余地はあると思っております。今回は豆っこと匹敵するという部分も申し上げましたが、やはり豆っこのバージョンアップということも一つの視野に入れておりますので、それらをバージョンアップして、した肥料が効果的なのか、いやいやそうじゃなくて、土壌改良材的に肥料までいかなくても、土壌改良材として有効な資材になるのかというような見きわめも含めて調査をしたいということでございます。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 調査をしたいということです。この事業が、もし、せっかく取り入れられた事業ですので、国の事業であっても、うまく機能していくようにですね、頑張ってくださいなと思うんですが、これ新しい事業ですね、と私は思うんですが、できたら、こういう政策等の形成過程の資料がですね、私はつくっていただいたほうが、我々としてはありがたいと、そのために、この施策等の形成過程の説明資料をですね、新しい事業にお願いしとるわけなんで、そういうことで今後、取り扱いをお願いしたいなというふうに思いまして、終わります。

議長（赤松孝一） 先ほどの塩見議員に対する答弁漏れがありましたので、井上課長のほうよろしくをお願いします。

井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 失礼をいたします。先ほどの塩見議員のご質問で、間伐作業における人員数というご質問がございました。標準的な人数といたしまして、1ヘクタール当たり約20人を設定しております。

議長（赤松孝一） それでは、15番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、補正予算にかかわりまして、少しお尋ねしたいと思っておりますが、まず、商工観光課長にお尋ねをしたいと思っております。

今回、労働費という分野、国の、そういう助成があったとはいっても、こういった取り組みにですね、初めてではないかなというふうに思っております。評価をしたいと思っておりますが、まず、この中でですね、民間資源、民間地域資源再生活用支援事業ですね、それとシルクパウダーの調査研究の、この2点について、まずお願いします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。今回の補正でございます。これにつきましては、少し前段で説明をさせていただきますが、企業支援型、地域雇用創造事業ということで、国の緊急経済対策ということで、昨年24年度の1月ごろに急遽実施を、創設をされた事業でございます。これにつきましては国の厚生労働省から京都府が、各都道府県が交付金の交付を受け、都道府県で基金を持ちまして、各市町に補助金を出し、そこから民間の事業者が事業をする事業に対しまして補助を行うというような制度でございます。非常にタイトなスケジュールで事業者の選定をし

なければいけないということで苦慮はしましたが、今回、4事業を25年度の補正で上げさせていただいておるものでございます。議員、ご質問の一番目の民間地域資源活用支援事業につきましては、業者の方が町内に点在をしております民間の空き物件ですとか、遊休地につきまして買い上げをされ、そこをリフォーム、または宅地造成をされ、ここを、この物件を売られたり、貸されたりというような部分で、それにかかります主な人件費を計上されておるということでございます。

それから、四つ目のシルクパウダー調査研究、販路開拓等事業でございますけれども、現在もシルクパウダーに関しまして販売等がされておるというふうに思っておりますけれども、このシルクパウダーの、より安心・安全な抽出方法というんでしょうか、そういうような技術を開発をされておられる業者が、今回、その新しく開発をされておりますシルクパウダーの量産ですとか、安全な抽出ですとか、そういう試作的な部分で量産のための研究への人員ですとか、それから、その商品、試作品の販路開拓、PR等への人件費を見込まれて今回、上げているものでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 今、課長から答弁いただきまして、非常に厳しいといえますか、タイトな中で選定をしたというお話がございましたが、応募というのは、広く募られてかなりな数があったと、こういうことで理解していいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） かなりの数ということではございませんで、この事業の案内が京都府から来ましたのが、1月下旬でございまして、ちょっと細かいですけども、週の月曜日にメールで案内が届きまして、その週の金曜日には報告をしなければならないというようなタイトなものでございました。その中で課のほうで相談等を行いました結果、町内の事業所等の把握をしておられます商工会にご相談をしまして、そこから10年以内の企業が対象でございますので、その企業の紹介等を文書等で商工会から各企業に行ってくださいまして、その中で5事業所からの申請がございました。その中で今回、4事業なのでございまして、1事業につきましては販路開拓という部分ではエリアの縛りがございました関係で、その事業所につきましては少し今回の申請に合致しないという、内容に合致しないということで4事業ということになりまして、これにつきましては、町としましても、このタイトな中で何とか広く皆さんにご紹介をというふうに考えましたけれども、なかなか良案がなく、商工会のほうのふだんから経営指導をされております関係でご意見をいただきながら、事業所を選定をしたといえますか、出していただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） そうしますと、初めの民間地域資源活用の支援事業というのは、空き家というのは今日の情勢ですので、資源というのは豊富にあるということができると思うんですが、それを業者が買い取られて、そして、リニューアルをして売られると、こういう理解でよろしいか。賃貸もあると、そういうことではないんですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） はい、先ほどもご説明させていただきましたが、賃貸もでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） それでは、シルクパウダーの調査研究、販路開拓事業について、これもかなりの金額が出ておるんですが、これは新しい試みとして利用分野が広がる可能性がある、あるいは、20年以上たって、そういった研究をしていくということでは非常に意義があるんじゃないかと思うんですが、この特に今回の場合、加悦総合振興の社員の方もですね、このメンバーに入っておられるということで、私は一つの評価をしているんですが、実際的には、どの分野にねらいをつけていらっしゃる、ということに考えたらいいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えしますといいますか、少し正確ではないかも知れませんが、私のほうから細かい事業の内容までがちょっと申し上げにくいといいますか、そこまでの調査ができていない部分はございますが、現在のシルクパウダーの製造方法なり商品の部分、それから、今回の開発されている部分では少しまた、グレードの高い安心・安全を追求されている商品として、どちらも売られるんじゃないかといいますか、どちらも販路を、二つを使いながら、より多くの、より多くの販路を開拓されるんじゃないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 京都府の中小企業総合センターへ派遣をされるというふうにお聞きしたような記憶があるんですけども、私は、この酵素分解にしましても加水分解の技術にしましても、これ生体高分子にかかわることですから、私、人があったらいいということには、なかなかないんじゃないかなと、一定の基礎知識のある人を求めているんじゃないかと思うんですが、そのところはどうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。その部分、雇用された方に技術を身につけていただかれて、その方々にある程度、量産ですとか、そういう部分の製造過程といいますか、そういうラインの部分も勉強をされまして、その方々が今回の民間の雇用という部分では継続的な雇用、企業の安定強化という部分につながる、これまでと違う、議員さんおっしゃいました、これまでの1年ばっきりの雇用ではない部分、そういう部分での技術的な部分で雇用された方のレベルアップという部分だというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） この分野の仕事というのは非常に日本の中でも限られた会社ということになっておりまして、したがって、この今、これに取り組んでいこうとおっしゃる会社が将来的には自分のところでやられるんだと、こういうふうに理解をしたらいいんですか、そのところどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。その部分、確かに、その今の、この会社のほうが実際に製造されるという部分では、今そういう製造過程では、なかなかライン的な部分、経費的な部分、設備的な部分で難しいかとは思いますが、これを契機に、よりグレードアップをして販路を開拓されるというふうな理解でおります。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 5月の初めに産業建設常任委員会で岡山県、広島、岡山を視察をさせていただきました。その中に岡山県の児島地区で岡山県の倉敷ファッションセンターになるんですが、ここを見せていただきまして、ここでは、こういった国の金を使いながら緊急雇用ということは単に一時的なことにとどまらず、将来につながった、いろんな取り組みをされているということに勉強をまいりまして、例えば、ここは学生服が全国7割のシェアというふうに聞きましたけれども、ここでは、この学生服から、どう脱皮するかということで、新しくステージユニフォームですね、ブラスバンドの方が舞台で着られるような、あるいは音楽の方が着られる。そういった分野に、この金を使って研究をされて、その実が大きく上がっているということを聞いてまいりました。

ぜひひとつ、この分野で今までと違う使い方ですね、補助金の、ひとつやっていただきたいなと、こういうふうに思っておりますが、それでは商工観光課長に最後にもう1点だけお尋ねしたいんですが、今回の補正の中で道の駅と染織センターの設計監理委託料が出ております。これは落札率は、それぞれ何%だったか、お願いできませんか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうからかわって説明をさせていただきます。今からこれ設計をさせて、入札会をさせていただくことになっておりますので。

1 5 番（勢旗 毅） いや、設計監理委託料の話です。

建設課長（西原正樹） ここに上げさせていただいて、これから入札をさせていただくというようにさせていただきます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、農林課長にもう1、2点、大分お答えがありましたけれども、もう少しお尋ねをしたいと思っております。

実は、この木質バイオマスの燃料利用という意味で、どう使っていくのがいいのかということなんですが、これに実は国土緑化推進機構が発行しております、ぐりーんもあという雑誌、準機関紙がございまして、農林課にも行っておると思ひまして、私のほうも来ておりますが、その2013の春号ですね、No.61号に社団法人日本薪協会の専務理事が投稿をされておりました。森林との、薪との新たな関係性を構築していくということが書かれておりますので、ちょっとこれを読み上げさせていただきまして、また、課長のご意見をいただきたいと思っています。

木質バイオマスの燃料利用という意味では、チップや木質ペレットにして活用する方法もある。それぞれの特質があるため、ユーザー側は自分の用途に合うものを判断して選んでもらえばいい。しかし、例えば、温熱利用のボイラーは、これまで薪は人の手により投入する必要があったため、チップが主流であったが、近年、ヨーロッパなどではあらかじめセットしておいた薪を自動的に調整しながらたくボイラーも出始めてきており、今後、薪のシェアが高まっていくというような雰囲気も感じられる。一方、供給側で見ると木質ペレットを生産しようとなると、設備に大きな負担が、費用がかかると、工場の綿密な稼働計画も必要となるが、薪の生産は、その気になればチェーンソーとおのがあれば可能である。林業経営者が副業とするにはハードルが低くチェーンレンジしてもらいやすい分野であることは間違いない。日本薪協会の活動が、そういった動きを加速させ、森林と人々との新たな関係性を築いていくことにつながっていくことを期待をしている

と、こういう文章が、この間のぐりーんもあというのに載っております。

それで今回の、この計画のもとになっておりますのは平成24年3月につくられました株式会社サンワコンが出されました伐採木等利活用調査業務180万円でしたかが町が依頼をしてされました。これを見てもみますと、まず、先ほど来、話がありましたがチップの関係で、3,000トンですね、これだけないと利益が出ない、採算に乗らないと、こういうことが、この報告書には書いてあるんですが、今度の、実際に京丹後市が、こういった規模になるかわかりませんが、大体、今、推計できるのでは、同じような施設に利用ということになりますと、1,500トンぐらいではないかなという気がするんですけどね。ここがどういう格好でお聞きされておるのか、そこのところをお願いしたいと思います。

長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。おっしゃいますとおりに前回の調査におきましては、チップの採算ベースは3,000トンという数字が上がっております。これは加工の施設の一つのラインでございまして、これは京丹後市の施設のことになろうかと思っておりますけれども、一定、京丹後市さんにおいても、それなりの検討をされての事業の推進だと思っておりますので、そこは、私のほうから申し上げるということはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますし、京丹後市のほうでは同時に三つの温泉施設、指定管理施設でございしますが、それを順次、平成25年、平成26年、平成27年と、3カ年でチップボイラーを導入していくという計画もお聞きしておりますので、相当量の、そういう供給体制ではないかなというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それから、先ほどの井田議員さんの答弁の中で、課長の竹との話がございました。これについても、この伐採木等の利用活用調査では竹は10%までは可能だと、したがって、そのほうが、むしろいいという書き方が、地元で施設をつくる場合はいいんだというふうな書き方になっているので、そこところは別段、特に考え方が変わったとか、そういうことはございませんか。これははっきり出てますから。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。確かに一定の評価を、その調査ではされておりますが、全てが全てを採用するということにはならないのかなと、やはりその後、ボイラーメーカー等ともやりとりを重ねる中では、先ほど申し上げたような、やはり、そうなら何%なんだとか、そういった部分で、なかなか確立ができてないというのが現状かと思えます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、これを聞いて終わりにしたいと思っておりますが、課長、もう1回、確認をするんですが、いわゆる6,000円で、もとの木を買って1万2,000円で売ると、こういう話になるわけですね。山主さんの分というのは、これは幾らかでも残るというふうに理解したらいいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。午前中のご質問の中にも同様な、ございましたので、説明させていただきましたが、そのときの説明にも申し上げましたが、今の標準的な算定では山主のほうに114万3,000円、これが還元できるのではないかなというふうな算定をしておりますが、

これはやはり出しやすいところと出しにくいところがあるとは思いますが、やはり出しやすいところでそういった数字になろうかと思しますので、押しなべていきますと、やはり限りなくゼロに近いというところで進めたいと思います。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） そうしますとA級であろうと、B級であろうと、その山の所有者にはあまり期待できないと、こういうことでいいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。繰り返しになるかも知れませんが、出しやすい場所、やはり場所が一番ポイントになろうかと思ひまして、出しやすい場所でありましたら、一定還元ができるのかなというふうに思いますし、出しにくい場所でありましたら、やはりとんとんというところが、一つのラインというふうに捉えております。

- 1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） 1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、私も木質バイオマスボイラーについて、農林課長に質問します。まず、リフレでのお湯について、ハーブ湯について、以前から重油ではなくて、バイオマスを使うべきだということは取り上げてきました。また、国の言われておるように、間伐の補助制度が、間伐した木を出さなければ対象にしないということになってきたということで、さらに、こういうことが必要だということを指摘しまして、今回、大変大きな金額が要るわけですが、非常に効果の大きい、いわれるような事業だというふうに思っています。

ただ、私がそのときから指摘してきた内容では、農林課長が答弁されている以外に今までの答弁からいきますと、8割の重油が減らせるということで、年間、約6万800リットルの重油が減らせるということだと思ひますが、これだけの重油をたくことをやめるということが地球温暖化対策ですね、二酸化炭素の排出を抑制できると、こういう効果があるということも指摘しました。そこで住民環境課長にお聞きしますが、こういう点について担当の課長として今回の、この事業をどのように思っておられるのか、これだけの重油使用が抑制できるということで当町の庁舎内での温暖化の抑制の、この計画については、どれだけの効果があるのかを質問します。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 野村議員のご質問にお答えいたします。現在のリフレかやの里での燃料使用量についてですが、A重油で年間で7万6,000リットルということでした。木質チップを使うことで、その8割相当が不要になるということで、議員のお話にありましたように6万800リットルとなると思います。その重油1リットル当たりのCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の削減効果ですけれども、排出量の算定係数がA重油の場合、1リットル当たり2.71キログラムとなっておりますので、これを計算させていただきますと16万4,768キログラムCO<sub>2</sub>ということで、実に165トンものCO<sub>2</sub>換算での温室効果ガスの削減効果が得られるということで、大変大きな削減効果があるなというふうに思っております。

- 1 番（野村生八） 庁舎内の計画に対して。温暖化対策の、庁舎内での温暖化対策計画について。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 商工観光課長にお伺いします。もう1点はですね、重油をこれだけ減らす、金額

にすれば547万円、重油に払っていた費用が減らせます。これをチップをつくって、それを燃やすことで同じような運営ができるということで、これだけの雇用の効果、地元での雇用の効果が生まれると、先ほど農林課長の答弁にありました、これに取り組むことによって間伐をふやす、そこでの雇用の効果を言われましたが、そのほかに重油代に払っていたものをチップに振りかえることによって、それをつくる雇用、そちらの雇用が生まれるというふうに思っています。こういう、あるいは雇用以外に、さまざまなそこにかかる地元の人件費、これは地域経済に波及していくだろうと思っていますが、そういうことに対する商工観光課長の見方、それから、中小企業振興基本、すみません。

議 長（赤松孝一） 一問一答で。

長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。先ほどの部分で、いわゆる、まず、伐採の部分での雇用、それから、それをまた、搬出する部分での雇用、それから、運搬する部分での雇用、それから、この施設は京丹後市ということでございますけれども、そこで作業をチップ化する。また、ペレット化するとすれば、そこでの、また雇用、また、そこから与謝野町へ、リフレへ持ってくる場合の運搬の雇用など、広がりたくさんあるのかなと、その部分でもう一つ考えられますのは、また、それで山が、より身近になり、そこでもう少し奥まで、荒れているところまでということになりましたら、また、道路ですとか、そういう部分で広がっていくのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 先ほどの庁舎全体に与える影響というふうなことでよろしかったでしょうかね。

1 番（野村生八） 行政内の削減の計画。

住民環境課長（朝倉 進） 削減の率というふうなことで、平成23年度ベースとの比較でございます。

平成23年度で庁舎内でA重油の関係が69万キログラムほどありました。それに対して、先ほど申し上げた16万4,000キログラムほどの削減効果としますと、割合にして23.9%ほどの割合になるということでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、住民環境課長と商工観光課長からご答弁いただきました。農林課長は農林課の関係で、この事業の効果を答弁されてきたわけですが、そのほかの、こういう全体を見て、非常に大きな効果があるというふうに思っています。農林課長は、ほかの課の、今、言われた、こういう効果について、どのように把握されているのか、お聞きします。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 農林課といたしましても、特にCO<sub>2</sub>の削減という部分では寄与するということは明白だというふうには認識をしております。また、森林には多面的機能ということがございますので、やはり、きょうは雨が降っておりますけれども、ことしの水不足、これに寄与するのは、やはり森林であると思えますし、それから、逆に大雨のときの土砂災害などの軽減、それも森林が役割を果たしておるというふうにも思えますし、森林の持つ多面的な機能、これはさらに、この事業を進めることによりまして高度に発揮ができるのではないかとこのように思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そこで冒頭に農林課長が答弁されたことで、ちょっと気になっているんですが、町の中にチップ工場があるけども、京丹後市のチップ工場でチップをつくると、当然、中小企業振興基本条例の立場からいえば、町内の循環ということなので、町内のチップ工場につくってもらおうということを前提に取り組み、それがかなわないということで京丹後市という経過であれば理解できるんですが、先ほどの答弁では、そういう答弁に聞こえなかったんですが、再度、お聞きしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。検討の過程におきましては、第一は議員がご指摘のとおり、町内のチップ工場、ここをどう参画していただくかということが、まず、スタートでございました。担当者レベルではありますが、出向かせていただいております。その中では、やはり、もう既に製紙用のチップということで、一定事業を確立されております。そういう中では、今回の、このボイラーにかかわりますチップの供給という部分では、逆にご迷惑といたしますか、な部分があるのかなというような印象も受けたということで、京丹後市で同時期に、そういうお話があったということも総合的に勘案して京丹後市のチップを調達するということに至ったということでございます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） はい、わかりました。次に、今回のチップボイラーでは8割ということについてなんですが、先ほどの答弁の中で、できるだけ100%に上げたいという答弁をされました。このチップボイラーの能力そのものは100%に上げた場合に、このチップボイラーは何割の能力を発揮していることになるのか、どれぐらいの容量のボイラーなのか、お聞きします。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。お風呂の温度を上げるということでございますので、冬場のリフレかやの里におけます現在の重油の使用料を一定期間、調査をいたしまして、必要なボイラーの容量を設定しております。ですから、その8割、2割という部分では、その真冬の100%に近い能力の必要なときには、やはり8割、2割は重油という組み合わせになると思いますけれども、夏場でありますとか、秋、冬、そういった季節になりますと現在の重油使用量も落ちてますので、必要な熱量も落ちるということでございますので、その時期には、やはり今の想定しておいたチップボイラーの能力で逆に100%チップで賄っても十分対応できるというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この今の8割にかかわってなんですが、この間、リフレのシルクのお湯のほうに故障という紙が張ってあった。次に行ったときは水風呂という形に、上に紙を張って、水風呂で今は運転されているんだろうと思っています。このシルクといいますか、このリフレには二つのボイラーがあって、そして、そのシルクのお湯のほうは一つのボイラー、そのほかがほかのボイラーというふうに思っているわけですが、このシルクのお湯をわかしているボイラーの容量というのは、どれぐらいの容量でしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。具体的な数値というところまでは承知を、今の資料を持ち合わせておりませんので、承知をしておりますませんが、議員がおっしゃいましたとおり、一つのボイラーで大浴場とハーブ湯、そして、一つのボイラーでシルク湯と、当時といいますか、当初は打たせ湯がありましたので、その打たせ湯を賄うだけの容量のボイラーということでございます。ですから、その二つあります一方につきましては、現在はシルクのみということで、容量的には、打たせ湯がなくなった分は、能力としては余剰があるのかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） リフレ再開に向けて、かなり調査された中で、今までの、このリフレのボイラーは非常に非効率、熱源の利用が非効率ということで大幅に見直しをされて、その経費削減が期待できるような形で取組まれたというふうに思っています。ただ、このシルクをわかしているボイラーは非常に非効率、今、言われたように、かなり浴槽そのものは家庭の風呂のちょっと大きいぐらいものですからね、それに比べれば、かなり大きく、かなり非効率で今まで運転してきたのではないかというふうに思っています。今回、このチップボイラーは、どういう形で給湯する予定でしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。現在、2基のボイラーで、それぞれの浴槽に給湯しております。今回、チップボイラーを入れますのは、そのボイラーから浴槽に行く、その管に配管を、いわゆる合体させるといいますか、そういう方式になると思いますが、いずれにしても、ボイラーの燃焼とチップの燃焼、それを効率よく制御するということが重要だと思っております。この機会に議員のご指摘の、今の二つのボイラーで非効率な運転だということが改めて判明もしてきておりますので、そういったところは、できる限り効率を図っていきたいというふうには考えております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 2点、指摘しておきたいと思うんですが、一つは今回のチップボイラーは1台で、全部を給湯する。そうなりましたら、今までのボイラーは2割しか運転しない。そしたら両方の、重油ボイラーが運転するときでも全体の給湯するほうが効率的ではないかと思えるんですね。今のシルクの話进行分析しても、そこら辺を今回、ぜひ見直して、改善していただくことによって重油の使用料を減らせるのではないかということが1点と。そういうことを考え合わせると、見積もりでは先ほど言われたように重油にかけておった費用が、これぐらい減額できるという見通しを持っておられますけども、実際にはどうなるのか、これは非常にわからないというふうに思うんですね。今までとおりと同じことであればいいんですが、2台のチップボイラーで今までどおり運転するのなら積算できますけども、2台を1台のチップボイラーで運転するとなると変更がかなり、効果が、変更の可能性が大きくなってくるので、わかりにくいと思うんで、積算によって指定管理料を最初からふやす、減らすということはですね、ちょっとやりづらいんじゃないかと、やはりある一定の実績に基づいてやるべきではないかと思っています。

この2点についていかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。ボイラーの効率的な稼働、運転につきましては、ご指摘の

部分を十分考慮しながら実施に当たりたいというふうに思います。それと２点目の指定管理料でございますけれども、やはり指定管理料の設定は、いろいろな考え方がございますので、一概には申し上げませんが、やはりテーブルにのせるということでございます、実績でいくのか、また、想定でいくのか、それらも含めまして、今後の協議ということになろうかと思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に関連して、今、言いましたシルク湯ですね、これは結局、ろ過器が故障したということだと思うんですが、ろ過材が十分ろ過できなくなったということだと思うんですが、これは最初から、そういうことが言われていたわけですね。ハーブ湯を循環してすると成分をろ過してしまうということが言われていました。そういう点では本当に、このシルク湯は僕は必要だと思っているんですが、この循環式にするほうが経費が安くつくのか、効果が維持でき、よりいいのかという点はですね、今回の件で調べて、疑問を持ちました。かけ流し、小さいですから、浴槽が、かけ流しのほうが安くつくのではないかと思えるんですね。この点についての見解と今後の取り組みについてのお考えをお聞きしておきます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。シルク湯のろ過の件でございますが、ろ過器が故障ということではなくて、やはり負荷が高くて衛生面においても若干心配が出てきたということでございます。このことにつきましては、このことといいますのは、シルク湯が与えるろ過器に対する負荷ということは、当初から一定、認識もしておりまして、やはりそのこととニーズとのバランスでシルク湯を稼働してきたということが、これまでの経過でございますが、現在、そこに新たに衛生的な問題も出てきたということは現実でございますので、そこは考えていく必要があろうかというふうに思います。

それと、かけ流しと循環につきましても、やはり十分検討してまいりたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 故障という言い方は、確かに間違いで、目的のろ過ができない、いわばろ過剤を取りかえんとろ過できないということだと思うんですが、そういう点ではハーブみみたいな葉っぱは負荷は少ないですけども、あれパウダーみみたいなものは負荷が大きいということだと思います。最後に、灰の利用についてお聞きますが、膨大な灰が出ると思います。これは安全な灰だと思いますが、これはどのような形で後処理されるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 灰につきましても、やはり一つの見方によれば廃棄物ですが、見方によれば有価物というような見方もできると思いますので、そのあたりは、できるだけ有効な使い方がないか、負担のかからない処分に方法はないかということは検討が必要というふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、言われたように、大変幅広いところに、いろんな影響や効果がある。これからの与謝野町の取り組み、効果は大きいというふうに思いますので、全ての利用できるものを利用を尽くして、そして効果的な事業になることを期待しています。以上で終わります。

議長（赤松孝一） ここで５５分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時39分)

(再開 午後 2時55分)

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

質疑はありませんか。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） それでは、一般会計第1号補正についてお願いをいたします。

まず、商工観光課長にお願いをいたします。先ほどというか、勢旗議員からも質問ありましたが、ページでいいますと15ページからですね。雇用対策費についてお伺いをしたいと思っています。まず、先ほどのお話の中にもありましたけれども、この事業に関しては、京都府のほうから1月の下旬にお話があって、月曜日にメールですか、これが届いたということで、その週の金曜日には報告をしなければならなかったという状況で、非常に苦慮したというふうにご答弁をいただいたと思っております。

しかしですね、この対象というのが商工会だけで4業者、4事業者ですかね、ということに関して、私はちょっと非常に公平性に欠けるといえるのか、疑問を持つところであるんですけども、課長は、どのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員、ご指摘のとおり、私も広く皆様方にご案内ができなかったという部分では、府のほうにも申し上げましたけれども、私、また、行政の者としても非常に残念でございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） こういった補助金をもらえるということは大変ありがたいんですけども、本当に時間的な余裕がないということで、課長も苦慮していただいたと思っております。しかし、やっぱり多くの方に利用していただくということに関してはちょっと問題があるのかなというふうに思ってます。ぜひとも指摘をしていただいたということはお聞きしましたので、今後、もっと早くに通達していただくように府のほうへも要望していただきたいと、このように思っております。

次になんですけど、1月に決まったということで、実施は7月からですか、ということになるのかなというふうに思うんですけども、この対象というのが実施期間ですね、例えば7月1日から事業開始をすると、年度をまたがって平成26年6月30日、この1年ということになるのかと思うんですけども、今後この募集というのは、もうないということよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） この事業に対しましての区の募集といいますか、その部分ではないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） 応募は、先ほどのお話では5事業者ですか、あったということで実施業者としては4業者に絞られたとか、合致しないということで4事業者になったということでお聞きしましたが、この事業費の総額といいますか、補助金額というのはあらかじめ設定があったのか、もう少し時間的な余裕があって、もっと多くの方に知らせていけば、もっと補助額というのは上がっていたのかどうか、その点についてお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。ご指摘のとおり、事業者等が多く事業費等が多ければ、その分は多くなったと思っております。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 非常にもったいないというか、残念だなというふうに思っております。この事業の対象というか、対象事業者ですね、起業後10年以内のということで決まっております、このNPO法人だとか、個人事業者までご利用いただけるということで、今後、より多くの事業者ですね、この不景気というか、雇用が厳しい中、より多くの方に、事業者にご利用していただけるようにご配慮をお願いしたいなというふうに思います。

次の質問です。また、商工観光課長で申しわけないんですが、20ページですね、道の駅についてお伺いをしたいと思います。この1,600万円のうち1,500万円ですか、これは空調のほうだというふうにお聞きをしております。非常に100万円が設計監理委託料ということで、非常に大きな金額となっておりますが、この経過についてお願いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 私のほうからお答えをさせていただきます。20ページの道の駅管理事業の工事請負費の1,500万円の部分でございます。これにつきましては、商工観光課のほうから道の駅の部分のエアコンの改修をしたいというふうな申し出がございまして、それが約1,000万円程度かかるというふうなことから、この部分の設計監理委託料と、これはいわゆる設計する部分と、それから工事におきます、いわゆる管理料の部分を含めた部分を1,000万円というふうなものとさせていただいております。

それから、500万円の部分でございますけれども、これは場内の、100万円部分が、今の設計監理の委託料部分でございます。大体、工事費の10%程度を見込ませていただいております。それから、工事請負費のほうで、残りの500万円の部分につきましては、いわゆる道の駅の場内の舗装を、この際、これも商工観光課のほうからというふうなことで、私どものほうの課のほうに工事のほうをやってほしいというふうなことがございまして、500万円上げさせていただいております。

この部分につきましても、議員もご承知だろうというふうに思っておりますけれども、いわゆる舗装の部分、特に舗装よりも下の部分が路床改良からしなければならないというふうに思っております。500万円の工事請負費を計上させていただいておるというふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） エアコンのほうで1,100万円ということだと思えます。これは既存のエアコンを入れかえるというか、新しく新設されるということでよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今の既存にある部分のエアコンを取らせていただいて、新たに設置をさせていただくということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） かなり大きな金額ということで、私もちょっと現場を見たわけじゃないんですが

ど、大きなエアコンかなというふうには考えておるんです。いずれにしても、これ例えば小型というか、個別なエアコンで対応できるとかというようなことは検討されたのか、どうなのか、この点のところをお願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、道の駅の部分につきましてはオープンフロアみたいな格好になっておりまして、その部分で今の既存のような格好のエアコンになるのか、それとも今、議員がおっしゃいましたように、もう少し個別的な方法がとれないのかというふうなことにしましては、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

お認めをいただきますと、すぐにこれの設計のほうに入りたいというふうに思っております。道の駅につきましては、平成25年度の当初予算で屋根の部分の改修を見込んでおりまして、私どもといたしましては一緒に工事を発注させていただきたいと、少しでも、できるだけ、それによって工事費のほうが安価になることを期待をしているというふうな状況でございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） これからということで、ここの施設に限らず町が持っていますいろんな施設というのも、やっぱり設備にかかるお金というか、経費というのは、やっぱり順番にかかってくるものだと思うのです。個別でいけるようであれば、個別で対応していただくというか、そのほうが値段も安くなるかと思しますので、その辺のところも含めて十分検討していただきますように、よろしくお願いをいたします。以上で終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、平成25年度一般会計第1号補正予算につきまして、質問いたします。ページの27ページに出ております地方債につきまして、質問いたします。人口が減少する中でして、将来世代に負担を軽くする取り組み、政策転換が求められていることはご存じのとおりだと思います。特に本町におきましては、公共施設の統廃合が大きな課題、問題になっているところでございます。老朽化した公共施設を取り壊し進めるために、報道によりますと総務省は解体費用を地方債で賄うことを求める方向で検討を始め、来年度通常国会で法改正を目指すと言われております。ご存じのよう現行の地方財政法は地方債の使途を施設の建設費などに限っております。維持費などが地方自治体の財政を圧迫しているのが現状であります。

そこで本町の改修更新廃止複合化などを進めていく上で、この法律が通りますと大きく本町の統廃合問題、あるいは今、言いました更新、廃止の姿勢が変わってくると思うんですけれども、現状と、この点を踏まえまして将来の方針をお尋ねいたします。企画財政課長ですか。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。今、議員が言われました、いわゆる公共施設の取り壊し費用について、国のほうが支援をしていただけるという情報につきましては、まだ、固まった話ではないんだろうというふうに思っております。そういう議論がされているということは若干耳にしておりますけれども、それはまだ、どういう場合に、それが適用されるのか、それは今からだというふうに思っておりますし、まだ、決まった話ではないと思っておりますので、それを前提に今後の当町の公共施設のあり方を検討しているというわけではありません。ただ、そういっ

たことが本当に出てきますと、それは非常に、場合によれば有効に働くだらうというふうに思っております。

公共施設を統廃合することによって、取り壊す場合もあるでしょうし、また、別のものに有効に活用していくという方法もあると思いますから、選択肢が持てるという面ではいいお話ではないかというふうには思っておりますが、まだ、今後の推移を見守るというところであろうかと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 町長にお尋ねしたいと思います。総合庁舎化がですね、まだ、道半ばでございます。こうした法律ができますと、例えば、野田川庁舎につきましても進展がしやすいんではないかと私は思うんですけども、画期的な政策だと思うんです。こういった点を踏まえまして、町長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ただいま企画財政課長が申し上げましたように、私自身も、まだ、そういった状況だというふうに認識しております。この、それが通る、通らないは別としまして、やはり与謝野町において、どういう形が、今後、大事なのかということになってきますと、それは関係なく、やはり与謝野町として、どうしていくかという方向性等は明確に早く打ち出す必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 方向性とおっしゃいましたんで、野田川庁舎につきまして、方向性が固まったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ、内部でも固めたというところまではいっておりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 全国各地で、こういった公共施設の統廃合が進められておりますので、ぜひとも早く総合庁舎化へ目指して取り組みを始めていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前回の検討委員会あたりでも、今後については総合庁舎にすべきだという、そういう答申もいただいております。それとは別にといいですか、それだけではなしに、やはり今の与謝野町の状況の中で野田川庁舎というのは耐震、特に地震については弱いということになるのかと思いますので、それに対する対策というものは早急にとる必要があるというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも検討を進めていっていただきたいというふうに思うわけでございます。

続きまして、2点目でございます。文教厚生常任委員会の風疹ワクチンの接種対策事業につきまして資料をいただいております。この点に、緊急を要しますんで、議長のお許しを得まして質問したいと思います。

京都府議会におきまして、府議会関係者の情報によりますと7月4日の府議会本会議におきま

して、この市町村に対する補助事業が可決されるというような話も伺っております。本町におきまして、どういう取り組みといたしますか、どういう状況か、お尋ねしておきたいと思うんです。報道によりますと亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、宇治田原町が進んでおりますけれども。

議 長（赤松孝一） これは本日の議案とは関係ないことですか。

4 番（杉上忠義） 緊急を要するんで、聞いただけですけど、本町の取り組みを。

議 長（赤松孝一） 杉上議員、今回の補正とはかけ離れた課題だと思うんですが、違う角度から質問をお願いできませんか。

4 番（杉上忠義） 資料をいただいていたんで、文教厚生常任委員会で。

議 長（赤松孝一） 常任委員会の資料ですか。

4 番（杉上忠義） それで、その資料についてお尋ねしたんです。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えさせていただきます。風疹のワクチンの補助事業ということで、今府議会のほうでも補正予算のほうが上がっております。どういう事業かといいますと、風疹の、19歳以上の女性の方で妊娠を希望される方と、その配偶者につきまして、京都府のほうで風疹ワクチンを受けられた方に対して補助をするというものでございます。自己負担額は3分の1、町が3分の1、京都府が3分の1で実施するというものでございまして、与謝野町におきましても、この事業に乗っかりまして事業をしていく予定をしております。ただ、当町におきまして予算措置につきましては、ちょっとお話が急でしたので、補正予算のほうで間に合いませんでしたので、9月補正にて対応をさせていただきたいと思っております。それまでは当面、現計予算の範囲内で対応させていただきたいと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。ご存じのように風疹、三日ばしかと昔から言われまして、重い合併症を起こします。緊急を要しますので、ぜひとも、先ほど申し上げましたように、情報によりますと7月4日の府議会の本会議では可決されるというふうになっておりますので、本町も素早い対応をお願いしておきたいと思います。

3点目につきまして、中学校といたしますか、土曜日の、ここに出ましたね、ざっと、これも資料をいただきました。補正予算の教育委員会の説明資料、特に注目はマスコミでも報道されております土曜教育の実践研究事業費、これにつきまして一体全体、どういう内容かお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 何ページですか、これ。

4 番（杉上忠義） 教育委員会の補正予算の説明資料。

議 長（赤松孝一） 補正予算の議案書の何ページですか。  
杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一般会計補正予算の22ページですね、中学校教育振興費一般経費でございまして。消耗品になってますね。教育委員会の補正予算の説明資料では土曜教育実践研究事業費になっております。

議 長（赤松孝一） それでは、22ページの中学校教育振興費一般経費1万2,000円につきまし

て、ご答弁お願いいたします。

小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） それでは、私のほうから答弁させていただきます。ただいまご質問の土曜活用の関係でございますけども、昨年度より町内全小中学校での取り組みといたしまして、研究事業を進めるため、教育委員会と学校長らで構成する土曜日を活用した教育のあり方検討会を立ち上げまして、計画的に検討を進めてきております。

これまで子供たちの土曜活用の受け皿としまして、ジュニアスポーツ団体等につきまして大変お世話になってきております。そうした社会教育団体への配慮を前提といたしまして慎重、かつ丁寧な調整を行ってきておるところでございます。昨年度につきましては、学期1回程度の取り組みということで府との連携としましては、オブザーバー的な位置づけで、内容等は各学校にお任せするという形で実施をしてきておりました。もちろん、先ほども言いましたように、いろんなジュニアスポーツ団体等の事業に配慮して、そういう中で行っていくということでございます。これを本年度につきましては、すみません。ちょっと背景を、要らない。申しわけありません。

今1万2,000円の話ですけども、これにつきましては、そうして町のほうとしましては、土曜活用について検討を進めてきたわけですけども、ことしになりまして京都府の指定と申しますか、指定校というのが、全部が研究校なんですけども、本町の小中学校全校が研究校、そして、その中から指定校が2校ということで、それを京都府のほうで依頼があつて、申請をさせていただいて、その分、委託費をいただいたということでございます。この1万2,000円につきましては、中学校の分として、その事業の分を委託費としていただいたと、全額委託費でいただいております。以上です。すみません、長くなりました、失礼します。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

- 4 番（杉上忠義） 週二日制が定着しました。最初のころの取り組みを思い出すんですけども、公民館を開けて我々地域のもんが子供たちと一緒に活動したりしました。そこで社会教育におきまして、学校では新聞教育を充実するという文科省の方針で取り組みがなされていると思うんですけども、先般、野村議員の一般質問にありました町の図書館へ行きますと、チラシまで保存してありまして、その町の暮らしぶり、あるいは消費生活がわかるようにしてあると、これが非常に重要だと思うんですけども、聞くところによりますと1週間おくれの新聞が教育委員会には置いてあるわけですね。これ果たしていいんだろうかと、聞きますと、野田川庁舎と加悦庁舎は一切新聞をとらないということになったと聞いております。果たして、行政マンとして、こういう感覚でいいんでしょうかと、私は思うんですけども、教育長ですか、地域振興課ですかね、判断されたのは。

議長（赤松孝一） ちょっと整理させてください、杉上議員、これは新聞が、どことどことの庁舎がないんですって。

- 4 番（杉上忠義） 新聞教育を充実させているというのが方針なんです、学校の、しかしながら、教育委員会へ行きますと1週間おくれの新聞が置いてあるんです。これを聞きますと、加悦庁舎と野田川庁舎は1紙も新聞がないんです。これで果たして教育として、野村議員もおっしゃいましたように、チラシまで保存してある図書館がある町と、新聞が一切ないというような町でいいんでしょうか。行政マンとしての感覚を疑いたいなと、私は思うんですけども。

議 長（赤松孝一） これは、行政側に対する質問ですか、教育委員会、どちらですか。

4 番（杉上忠義） そこがわからんですけど、判断されたのが。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時23分）

（再開 午後 3時23分）

議 長（赤松孝一） 休憩を閉じます。会議を再開いたします。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 日々の新聞についてのご質問です。

何年か前に行革の一環としまして、3庁舎の新聞につきましては、金額は、そんなに多くないんですが、果たして必要だろうかということで見直しを図りました。まず、職員について新聞を読むのは当然、家で読んできて出勤をするわけでありまして、それから、町民の方につきましても、以前は少し役場で待ち時間に読まれる方がありましたけども、そんな新聞各紙を役場のほうで税金を使って備えつけておく必要はないということで、この間は、今、議員がおっしゃいましたような形になっております。町民の方から、特にお小言をお聞きしたこともありませんので、今の方針でいきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） こういう感覚と合わないんですけど、教育でやろうという町がですね、図書館にはあるいうて、今、聞いたらあるんですね。役場だけ何もない。聞くところによりますと、官報もやめたんですか。総務課長。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 官報ということでございます。それからですね、そういった情報は今、インターネットを利用いたしまして見るということもございます。

今、副町長が申し上げましたように、岩滝庁舎には新聞が確かにございます。それから、記事を見るところというのは、いろいろあるかと思いますが、当町に関連する記事は全てホームページで、回覧で職員に回しております。それ以上の新聞の重要性はよくわかるんですけども、それぞれ個人で修学していただいたらというふうに思っております。

4 番（杉上忠義） いやいや、官報は。

議 長（赤松孝一） 杉上議員、答弁漏れがありましたか。

4 番（杉上忠義） ありました。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員ご指摘のように、与謝野町の役場として、国の官報ですね、官報はもうとっておりません。京都府の広報は別ですけれども、国の官報はとっておりませんが、それぞれ必要な場合には、その写しは入手をいたしておりますので、日常的にほとんど、スピードからいいますと官報を待って、それを見てということでは、最近の時代の行政のスピードにはついていけないと思いますし、さっき申し上げましたように、必要な場合は一応、官報の写しでもって告示をされておことは確認をいたしておりますので、もうずっと以前から与謝野町としてはとっておりません。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 必要最小限の情報を得るためのものだとは思いますが、再度、検討をぜひともしていただきたい。

教育委員会の見解を、1週間おくれの新聞でいいんでしょうか、教育長。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。基本的には、町の、先ほど財政上の理由から、新聞につきましては本町にだけ購読するという事になっております。

私は、新聞というのは、本当に議員がおっしゃるとおり、非常に大きな情報を持っております。毎日、毎日の、あの一つの新聞の情報といたら大変なもんです。その中で、結局、私はですよ、私が求めていますのは、トピックス的なもの、あるいは事件的なものよりも、その中にありますいろいろな評論だとか、解説だとか意見だとか、社説だとかね、そうしたもので幅広く情報を得たいわけです。だから、その意味で、教育委員会に1週間おくれで来ても、一向に、その意味では差し支えないと、そのように思っております。

すぐ、新聞というと即効性ばかりのことを皆さんおっしゃって、先ほども家で読んでこいなんてね、話がありましたけれど、そうじゃなしに広く情報を得るということにつきましては、私は私自身の考えからいきますと大切なことだと思って、私自身は、それで勉強や研修はさせてもらっておるつもりです。以上です。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 教育長のおっしゃるとおりだと思います。さすがに、私も現代国語を教えていただきまして安心しましたが、高校の進路指導でね、よう言われたんです。新聞の見出しとNHKのクローズアップ現代を親子で見なさいというような指導があったんです。ぜひとも、興味のある方は大学の受験の問題集を見てください。なぜ、高校の教師がこうやって受験生に指導するか、すぐわかりますんで、ぜひともですね、考え直していただきたいと、かように思います。よろしく願います。いろいろ外れましたけど、ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 反論するようで申しわけございませんけれども、いろんな考え方があると思います。しかし、一定のそれぞれの好みの新聞、あるいはもうペーパーレスでやっていこうという時代の中で、やはり今後、ご自分で読みたいものは取っていただく、職員も、そうだと思いますし、一般的な流れというものは十分ネットででも見ることはできますし、それ以上に必要だと思う方は、個人的にしていだけたらというふうに思います。確かに、いろんな新聞の中で論説だとか、いろいろとあると思います。やはりそれも、やはり個々にお勉強していただけたらいいんではないかなと思います。

ペーパーレスの中で、やはり新聞代、官報だとか、本当にどんどんどんたまりますし、それだけで結構な金額を、合わせますと省くことができるもんだと思いますし、町がどうしても取らなければならないものではないと、個人でしていただけたらというふうに思っております。以上です。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは、一般会計補正について質問をさせていただきたいというふうに思っ

ます。

昨年の町長の、平成25年度の予算編成方針を見ますと、6月にはほとんど補正はかけないと、それを承知の上で予算編成に取り組んでくださいというくだりがありました。今回の補正は2億5,000万円ですか、2億4,800万円の補正ですけれども、ここの考え方は、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 予算編成の中では、そういうふうに申し上げました。そのときにも、一定の説明はさせていただいたと思いますけれども、元氣臨時交付金のような形の中で、町として取り組めるものがあつたら、すぐにでも取り組めるような形での対応はしていきたいというふうに申し上げておりました。その部分が大部分ございますので、詳しくは企画財政課長からご返事させていただきます。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。当初予算の説明の中で申し上げておりました。もう6月補正は訂正しないという方針を述べつつも、ことしになりましてから自民党政権の中で経済対策が盛り込まれるであろうという動きがございましたので、それが明らかになってきましたら、それは上げさせていただこうということもお話はさせていただいていたかというふうに思っております。

今回、ごらんのように、今回の補正予算につきましては元氣臨時交付金をはじめ、この元氣臨時交付金を行うための事業の予算組み立てということで、通常の補助金がございましたり、町債がございましたり、それらを財源に、主に経済対策の事業を組ませていただいたということでございます。

新たな町の一般財源といたしましては、前年度からの繰越金を新たに1,000万円計上させていただいております。この程度は新たな資金繰りということにはなっておりますが、それ以上の大きな一般財源持ち出しはないということでございますので、ぜひご理解が賜りたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） こうして国の、今回は元氣交付金ですけれども、いろんな手当といいますか、財源的なあれをしていただくということは、うちの町のためにも非常にありがたいことだというふうに思っております。非常に今回の補正を見せていただきましても、たくさんの事業、これみずればやらなければならない事業だというふうに思っておりますけれども、こういう事業がある程度スムーズに遂行といいますか、実現していくということについては、大変ありがたいんじゃないかなというふうに私自身も感じております。

この6ページの地方債の変更、補正ですけれども、商工の整備債で770万円、それから観光施設整備で660万円、それから、社会体育施設整備事業債で1,520万円と、それぞれ補正をかけておられます。これは、その中身というのはどんなものですか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。6ページの地方債補正を計上させていただいております。まず、上の表の追加としておりますのは、木質バイオマス産業化促進事業債で、これ、けさか

ら議論がございますリフレに設けます木質バイオマスボイラーの設置事業につきまして、国庫の補助と、それから元氣臨時交付金以外に辺地債、これを借り受けるための新たな起債ということでございます。

それから、その下の変更として３点挙げております商工施設整備事業債につきましては、７７０万円追加をさせていただいておりますが、これは歳出にもございますが、染色センターの改修、それから文化・工芸の里の整備、いわゆる駐車場の舗装ですけれども、これに特例債なり辺地債を充てさせていただくための追加の変更ということでございます。

観光施設整備事業債につきましては道の駅、先ほども質疑がございましたが、これにつきまして元氣臨時交付金を充てますけれども、その残りに特例債を充てさせていただくというものでございます。

社会体育施設整備事業債につきましては、これも大江山の屋外体育施設の整備に伴いまして、元氣臨時交付金を充てさせていただきますが、残りににつきまして辺地債を入れさせていただくということで、今回、追加をさせていただくというものでございます。

議 長（赤松孝一） ちょっと質疑の途中ですが、ちょっと１０分間、休憩をとらせていただきます。まことに申しわけございません。５０分まで休憩いたします。

（休憩 午後 ３時３８分）

（再開 午後 ３時５０分）

議 長（赤松孝一） それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。  
今田議員。

１７番（今田博文） わかりました。いわゆる元氣交付金の補助裏といいますか、そういう分の手当てをするということです。財政論議したいんですが、きょう時間も余りありませんので、また決算で、またよろしくお願いします。

それでは、雇用の関係で商工観光課長にお伺いをしたいというふうに思ってます。非常に、先ほど和田議員からありましたように、非常に短時間で業者選定をしなければならないということで、今回、こういう形になったんだと、通常であれば、もう少し拡大した形で多くの事業の方に取り組んでいただけたんじゃないかなという、商工観光課長の答弁がありました。

この月曜日にメールが来て、金曜日に返事をしなければならないと、これは実際、そうかもわかりません。しかし、その事前に何かの形で、その通達といいますか、そういうものがあつたんじゃないかというふうに私は思うんですが、非常に短い１週間の中で、メールで今週中に返事をせえということで、もう少し事業としては、それが本当に、そんな形でいいのかなというふうに思うんですが、これはどこの市町村もそういう形での通達といいますか、お知らせだったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。ほかの市町については、ちょっと把握しておりませんが、実際に私、ここへ持っておりますが、１月２１日付で、２５日に出せという書類でございまして、宛先のほうが多分、これ府下市町村の宛先になっておると思います。緊急に京都府も東京のほうへ行かれて、その説明を受けて今回の、この形で、より早くということで今は逆にメールで届いているというところでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 国からの関係、京都府の関係、あるいは市町村へおろす関係がありますので、そのあたりは、私自身、詳しくわかりませんが、非常に今回の通達というのは早急過ぎるんじゃないかと、非常に大事な事業だというふうに思ってます。できるだけ幅広く、多くの皆さんにやっぱり利用していただけるような、やっぱりそういう配慮というのが必要ではなかったかなというふうに思うんですが、この件について、京都府に何か申し上げられたことがありますか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 先ほど、和田議員にも申し上げましたが、京都府にも余りにも急過ぎであるということで申し上げておりますが、私も残念ですけど、そこまででございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） そういった面では、非常に残念だなというふうに思っております。今回、4社の方が利用していただけるということになりました。この4社を見ますと、2人雇用される、あるいは1人雇用されると、それぞれその会社によって違うわけですが、これ現在、どれぐらいの社員がおられるのか、パートといいますか、バイトも含めて、わかっておりましたらお願いします。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えしますといいますか、現在の雇用人数については把握をいたしておりません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） これは新規に、新たにその会社が雇用をされる人数だというふうに考えたらいいいんですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） はい。この数字は新しく、この事業、いわゆる拡大をされたり、販路を広げられるための雇用の人数でございます、中にはパソコンのところですと、1人でやっておられまして、もう1人雇いたいというようなお話でございます、ほか細かい人数についてはちょっと把握ができていないということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） これ、今回、雇われて、いつまで継続して雇わなければならないという約束とい

いますか、そういうものがあるのかどうか。  
それから、一つの雇い方として、今までパートといいますか、臨時で来ていただいておったと、この会社に。既に、この会社で仕事をされておったという方を、今回、正式に雇って、この制度を利用したんだという会社というのはあるんですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。この事業、今回、補正で通りましてから、ハローワークへ公募をされて、そこで雇用をされるということでございまして、雇用の期間は、この補助制度は7月から先、1年というような形ですけど、継続雇用をお願いしたいということでございまして、何年以上とか、そういうしぼりはございませんが、1年間は雇用いただいて、その後も継続的に雇用をしていただきたいというものでございまして、現在のパートの方を、これで雇用

するという形はだめということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 先ほど、どなたかの質問の中で、雇用のレベルアップを図るんだという商工観光課長の言葉がありました。その雇用のレベルアップを図るというのが、どういうことなのかなというふうに思うのと、1年間は必ず雇わなければならない。それから先は雇わなくても構わないというふうなことだというふうに思います。

そういった意味で、1年間は、そういった形で契約をしていただいて、雇用があります。その先、どういう発展があるのかなというふうに思うんですが、そこはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。レベルアップという部分では、先ほど勢旗議員のほうからのご質問にお答えしました中で、雇用される2名の方に技術的な部分、それから、このいろいろな商品の分で、その勉強に行かれるという意味でレベルアップをされて帰ってこられたといいいますか、その後、雇用の中で製造ですとか、販路開拓へ行かれたときに、その説明がきっちりできるとか、そういう部分、その後、またより、その方々が頑張って雇用の中で事業を継続するために頑張ってくださいというふうな意味で申し上げておりました。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） それから、このシルクパウダーの関係ですけれども、今よりも安心・安全な抽出方法、いわゆる製造方法ですね、それを研究して販路拡大を図るんだと、こういう説明があったわけですが、そうすると、加悦町には既にシルクパウダーを製造している会社というのがあります。その会社と今回、この制度を利用して、その新しい方法、安心・安全な製造方法というのがどういう方法か、私はわかりませんが、二つの製造会社ができ、いわゆる競合していくことになるんだというふうに捉えたらいいんですか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。先ほど、安心・安全という言葉を申し上げましたが、これまでのが決して、安心・安全ではないということではございませんで、よりグレードの高いという商品というふうにご理解をいただきたいと思います。

それで、既存の会社、企業さんがあって、また、こちらのほうでもされるということで、そこら辺の部分は、私の範囲ではちょっとわからないということといたしますか、競合になるのか、それぞれ頑張られるのか、そこら辺のところはちょっとわからない部分でございます。

それから、先ほどちょっと答弁漏れをしておりました。これからの販路が開拓できたり、より企業が充実して、より大きくなって、また雇用につながるという部分での事業ということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 安心・安全は、少し言い過ぎたということなんですが、新しい新たなシルクパウダーにするための抽出方法、今までとは違うんだということだと思っておりますが、それはどのように聞いておられますか。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。そのシルクからパウダーを抽出される方法が、これまでとは

違うということで、あまり私のレベルではよくわかりません。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ここに書いてあるんですね。製造方法の合理化や、味覚の改善を図ると、味覚なんていうのは変わってくるのかなというふうに思うんですが、よくわかりませんか。わからなかったらいいです。わかりません、はい。

それでは、もう時間があれですけど、農林課長、一つお願い。もうわずかになりましたけれども、特定地域再生計画、これは今の京の豆っこに加えて、ここに書いてあるのは阿蘇海の高藻、それから竹などの新しい地域素材を用いた有機質肥料の製品開発をするということですか。今の豆っこよりも、さらにグレードアップした、これに高藻を加えたり、竹を加えたりしながら、研究をしていくという意味ですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 議員がおっしゃったとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） ここに旅費だとか需用費がありますが、委託料が780万円、非常に高額ではないかなというふうに思うんですが、どういう部分を委託されるんですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。一つは調査研究委託料といたしまして、立命館大学に有機質肥料の土壌分析、有機質肥料を施用した土壌を分析するという技術を持っておられまして、その技術を持って分析をすると、その部分に今のところ100万円を予定しております。

それと、もう一つは簡易な気象ロボットでございますが、それを3カ所のほ場に設置をしてデータを収集すると、また活用すると、その部分をソフトバンクモバイル株式会社、ここに530万円を予定しております。

それと、それらのほ場を今、運営をしております株式会社八代目儀兵衛、これが京都のお米屋さんでございますが、そこに普及広報活動等の検討ということで150万円、これを予定しております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） そしたら、こういう事業に取り組まれるということは、今、京の豆っこ、これでは少し不足した、あるいは言い方が悪いかも知れませんが、今の有機栽培としては物足りない部分があるという認識の上に、こういう新たな高藻を加えたり、あるいは竹を加えたりしながら、新しい有機農法、有機肥料をつくっていると、こういう考え方ですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 豆っこ肥料は一定の水準に達しておるということとは言えると思います。ただ、学術的といいますか、今の一般的といいますか、その観点でいきますと有機質肥料の成分、または評価の仕方が確立がされてないということがございます。化学肥料でしたら窒素・リン酸・カリと、その成分の割合で評価できますけれども、なかなか有機質肥料は、それだけでは語れない部分があるということでございまして、そこを一定、一般的な評価をするというのが先ほど申し上げた土壌分析ということでございまして、豆っこの肥料を、そういった観点からも、よりグレードアップをさせたいと、そのときに、やはり地域の今、周辺にある資源を活用するという、そち

らに重点を置いておるということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） そうすると、今の豆っこ肥料よりもグレードアップをしたいということなんですが、これが例えば研究をされて、うまく事が運んだと、今の豆っこよりも、これのほうがいいんだという評価をされたときは、この豆っこを今の新しい、いわゆるレベルアップ、スーパー豆っこか何かわかりませんが、そういうことに町としても切りかえていくんだと、これの元始、もととして、入り口として、こういうことに取り組むということでいいんですか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。切りかえるということではございませんでして、やはりグレードアップしたアイテムをふやすといえますか、そういった幅を広げるということだというふうに考えております。

1 7 番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第66号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第66号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第67号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、簡易水道特別会計の第1号補正について、質問をさせていただきます。

元気臨時交付金が入ってきて、そのうちの500万円が石川簡易水道施設整備事業になつてくるんですけども、整備工事ですか。これが嘉久屋橋とかいうふうな格好で書いてあるんですね。私の記憶では、嘉久屋橋というのは大体、水道を東西に分けたときに、あまり関係ないのかなというふうに思うんですけども、どのような工事をされるのか、どういう計画になっておるのかお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今、議員のほうからありました、元気交付金のうち

500万円というふうにおっしゃいましたが、今回の石川簡易水道施設設備につきましては、元金交付金は当たっておりませんので、お断りを申し上げます。

それでは、今回の嘉久屋橋の水道工事についてですが、これから、嘉久屋橋の歩道新設工事を建設課のほうで実施されます。それに伴いまして、水道課といたしましては、現在の石川簡易水道と、それから山田簡易水道を、この際に連結したいというようなことで、橋梁に添架をさせていただくということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 野田川町の時分から水道の整備計画の中で、野田川を挟んで東西の水道については、やはり万が一の場合にお互いに送り合うということをしなければならないのではないかなということをお自身はかなり再々、申し上げてきました。

だけど、その整備計画の中に東西を結ばなければならないという目標は書いてあるんだけど、実質的には進んでなかったという状態が現実ではなかったかなというふうに思うわけですが、そこで、今回、そういう東西がつながれるということですけども、これは何年に、今こうして工事費が出てきとるんで、とにかく工事はされるんだと思うんですけども、実際に水が通るようになるのはいつなのか。

それから、地元の反対がいろいろあったわけですね、これについては。水源の問題やとかいう格好で、この水をそんな、どこに回してもろても困るんだというふうなことがあったわけですね、そういう点については、既に地元の説明なり了解なりが取れておるということで、水利権の問題ですね、理解をしておいたらいいんでしょうか。いつごろされたのか、お願いいたします、その話を。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。まず、この工事についてですが、今回につきましては歩道橋の新設に伴って橋梁部分の添架をいたします。しかしながら、この前後ですね、橋の前後、橋の前後につきましては、まず、石川側については今回の工事で接続をさせていただきます。

1 3 番（井田義之） つなぐ。

水道課長（吉田達雄） はい。それから上山田側についてですが、これについては現在、建設課のほうで今の石川上山田線ですか、道路改良工事が順次計画をされておりますので、その工事の際に布設をしていきたいと、あと大体200メートルほど残るかと思っております。したがって、接続時期につきましては、現在のところわからないというような状況でございます。

それから、この関係で、いわゆる石川の水が山田へ行ったり、山田の水が石川へ来たりというようなことが将来的に可能になるわけですが、これにつきましては、あくまでも災害等の非常時に、できるだけ被害範囲を少なくするというようなことを目的といたしております。常時、水が行き来するというような考え方にはなっておりません。したがって、現時点で、その水利権の関係についての地元への承諾等はもらっておりません。ただ、そうは言うものの、こういった形を考えてはおりますので、機会があればそのときに、非常時について、そういった水のやりとりをすることについて、ご理解をいただけるようお願いしていこうというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） できるだけ、早いこと地元のほうと、地元と話していただいて、例えば今、課長が言われる災害時の対応ということであれば、そういうような話でも結構ですので、私も、課長よくご存じのように水道につきましては、地元からこっぴどくたたかれていますので、できるだけスムーズにいくようにお願いがしたいなというふうに思います。

それから、平成28年には簡水から水道事業になるわけですね。簡水の場合には、人口だとかいろんなところで勝手につなぐなというような制約もあると思うんですけども、水道事業になったときには、やっぱり戸数も5,000戸以上ですかいな、何かふえていくわけですね。だからつなげるように、つながなければならぬということはないんですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。簡易水道同士であっても、あるいは上水道になったとしても、つながるさであるとか、そういった制約はございません。あくまでも各自治体のほうで、いろいろな考え方を持つ中で、これはつないでおいたほうがいいのかという場合には接続をしたらいいというふうには思っております。

ただ、一応、補助対象事業というのもございます。そうした中で、補助対象に乗れる条件に合うものなら、補助事業に乗せていきたいという思いはありますが、現時点やらせていただこうとしております、こういった接続については、補助対象のメニューにございませんので、残念ながら単費で対応させていただくということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私は、その水道が事業会計になれば、ある意味では水利権の問題を解決するのにええ機会かなと思ったんですけども、それが理由にはならないということのようですね。その災害時の対応ということになれば、それこそ災害は待たなし、いつ起きるかわからんわけですね。石川上山田線の工事が終われば、できるだけ早いことつないで、災害に対応できるようにしなければならぬのではないかなというふうに思います。

当然、先ほど言いました水利権の問題の前提条件はクリアをしておかなければなりませんけれども、一応、今、水道の整備計画としてですね、いつ何年度ぐらいに、その補助金のことはさておいて、何年度ぐらいに実際に水を通す、災害のときに、通すように持っていきたいというものの、水道課長として当然、目標があらうと思いますので、それはいつまでにはしたいなというのがあればお聞かせ願いたいと思います。私は早いほうがいいのかという前提で質問をしております。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。ただいま議員のほうからご指摘といたしますか、ございました。私のほうもできるだけ早くつなぎたいという気持ちはございます。ただ、やはりお金が伴うわけですので、何かの工事のときに、それを利用させていただいて、布設をしていくというような考え方をせざるを得ないような状況でございますので、できるだけ早くはつなぎたいとは思いますが、そういった機会を今のところは待っているというような状況ですのでご理解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今年度、平成25年度の予算編成の中で、かなり厳しい中で住民の安心・安全は優先をして予算を組みましたということなんですね。

企画財政課長、今、私も早いほうがいいと言うとりますし、それから水道課長もできるだけ早いほうがいいと、私はそんなすごい金はいかからないと思うんですが、やはり安心・安全ということ町を町のキャッチフレーズにおかれるのであれば、1日も早いことというふうに、これは私がさしでることではなしに、水道課長と当然、話をされてのことで結構だと思うんですが、早くするというようなことは無理でしょうか。ここも急がんなんです。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） その件は、まず、水道並びに関連する町道の所管の建設のほうで協議をして進めていくということですが、それも一つの課題でありましょうが、町としては、ほかにもいっぱい課題がございますので、その辺の優先度を安心・安全の中にも、また、優先度もあるわけですので、その辺を勘案して判断をさせていただくことになるのではないかと考えております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 安心・安全のライフラインの最たるものであるということを申し上げて、私の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第67号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第67号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第68号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番、今田議員。

1 7 番（今田博文） 今回の補正は、丹後中央病院から上田医師が、町の診療所に勤務をされることになったと、こういう形の補正、振りかえなんです、中身の。この経過というのはどうでしょうか、教えてください。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） ご質問にお答えさせていただきます。経過といたしましては、この3月まで丹後中央病院のほうから6名の医師の派遣をいただいております。その6名のうち、それぞれの理

由で3名の方が退職されまして、この3名の中に上田医師も含まれておりました。

上田医師につきましては、退職された後の身の振り方というんですか、勤め先、まだ決まっていないうことがございまして、患者さんもたくさん、人気がありまして、ついておりましたので、こちらのほうからお願いして勤めていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） この会計には、一般会計から繰り入れ、毎年、大体2,000万円程度の繰り入れがされとるというふうに思ってます。今年度の、平成25年度の当初におきまして2,100万円繰り入れをしていると、こういう当初予算であります。

野田川町時代からずっと、京都から通ってこられて、診療されてまた帰られると、こういう形で先生にお世話になっとなかなか患者数がふえない一つの要因として、距離の問題、あるいは毎日診てもらえない、あるいは夕方がどうしても、遠くまで帰られるので早くしまわれる場合が多いと、患者さんというのは仕事が終わってからどうしても診てもらいに行ったりと、こういうケースもかなりあると、そういう面で、なかなか診療報酬が上がらないんだということをお聞きをしてました。

丹中になってから6人の医師で診ていただいて、患者数も徐々にふえてきたというふうに思ってます。しかし、診療報酬というのは上がってこない。なぜですかと言えば、その整形というのは、どうしても点数が低いんだと、患者数がふえてイコール診療報酬には結びつかないと、こういう説明でずっときました。そういった意味で、ことしの当初にも2,100万円の繰入金會計上されたんではないかなというふうに思ってます。この上田医師の今後の勤務状況、勤務体制というのは、どのようにされるんですか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） ご質問にお答えさせていただきます。上田医師につきましては、毎週火・水・木の午前中を除く、月の午前、午後、火・水・木の午後、それから金曜日の午前、午後に勤務していただいております。火・水・木の午前中につきましては、これまでどおり丹後中央病院から3名の先生方に来ていただいております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） せっかく来ていただくんですから、火・水・木の午前中は別の方が来られると、こういう体制で今、答弁があったんですが、そこも含めて、もう毎日、来ていただけるような体制には、なぜならなかったのかということが一つです。

もう一つは、先ほど申し上げました、勤務体制が夕方早く終わられるということが今までありました。夕方の、いわゆる患者数がふえる診療体系といいますか、診療時間というのは、どのようになっていますか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） ご質問にお答えさせていただきます。火・水・木につきましては、午前中につきましては、丹後中央病院から、これまで来ていただいている先生につきましては、3月で急にやめられて4月をお願いしたという経過がありまして、突然、ほかの、その3人の先生方にも来ていただかなくて結構ですということをしてしまいますと、それぞれの先生方にも患者さんがついておりますので、逆に患者さんのほうにご迷惑がかかるということもありまして、とりあえずは丹

後中央病院さんのほうに半年間お世話になるようにお願いをしております。

その後につきましては、上田先生とも相談しながら、上田先生に入っていただくのか、これまでどおり丹後中央病院のほうにお世話になるのか、これから協議をさせていただく予定をしております。

5時以降の勤務体制のことにつきましては診療を、上田先生のほうにお願いすれば、していただけるかと思うんですが、看護師の勤務体制、超過勤務のこともありますし、だから今は4名の看護師、臨時も含めておるんですが、目いっぱい、大忙しの状況でありまして、なかなか看護師の体力というんですか、体のこともありますので、今のところは、これまでどおり2時から5時までということで、そういう勤務体制で行っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） もちろん看護師の関係もあると思います。しかし、民間の病院では、個人病院では、もうどこも夕方やっておられるんですね、もう夕方、我々議会が終わって帰るときでも車いっぱいです。どこの病院も、それぐらい先生も一生懸命、その看護師さんも一生懸命になって、その患者さんを診ておられると。

ここだけ5時にしまわれるというのがいかなものかなと、繰り入れは2,000万円ずつしていくんだと、これではちょっと納得しがたいというふうに私自身は思ってますが、そこはいかがですか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） ご質問にお答えしたいと思います。この4月から上田先生の体制になりまして、患者数も実はふえてきておりまして、昨年度、大体平均750人ぐらいの、一日当たりの患者数だったんですが、4月から1,000人を超えるぐらいの患者数になっておりまして、徐々にですが、経営は改善できてきているかなとは思いますが。5時以降の勤務につきましては、また上田先生とも相談をして検討をしていきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） その点は、先生とも十分詰めていただいたり、5時以降のニーズがあるのかどうかということも、ぜひ探っていただく必要があるんだろうというふうに思ってます。今、聞きますと700名から1,000名程度に患者数はふえてきているということです。そうしますと、当初、繰り入れをしました2,100万円というのは、かなりの部分、戻せるというふうに理解したらいんですか。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） すみません、先ほど私、一日と申しましたが、一月の誤りでした、申しわけございません。

これまでから一般会計の繰り入れにつきましては、予算を2,000万円組んでまして1,000万円で済んだら1,000万円しか繰り入れないということでやっておりまして、収支のバランスを見ながら、足らん分だけ、本当に足らん分だけ繰り入れをさせていただいておりまして、平成24年度につきましても、そのような形で繰り入れをしておりますので、不用額として毎年残すようには努力をしております。平成25年度も同じような方向で、2,100万円全部繰り入れるんじゃなくて、ぎりぎりのところで足らん分だけを繰り入れをさせてもらうと

いう形をとらせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） それは、繰入金というのは、そういうもんですよ。足りない部分を補填するんですから、そんなみんな使ってしまったら、とんでもないことになりますから、そこは十分考えていただいて、できれば繰り入れをしなくてもいいような、独立採算ができるような方向というのも、ぜひ模索をしていただくということもお願いして、終わりたいと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 1 3 番、井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 国保特別会計の第 1 号補正について、少し質問をさせていただきます。

先ほど、今田議員が言われたように、だんだんいい方向で安定しているというふうに聞いておるんですけども、今度、新しく与謝野町に世話になる医師の方ができたということなんですが、風のうわさで聞いておりますと、その医師の方が休憩する場所が欲しいということで言うておられるようなんですけども、その件についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） ご質問にお答えします。診療所内には和室もございまして、そこはふだん使っておりませんし、先生自身、更衣室がわりに使っておられますので、休憩していただく場はあると認識しております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） それから、病院の方々の駐車場ですね、前に総務課長にも、ちょっとどうでしょうと言うておったんですが、消防団の横の駐車場を使用されとるということで、石川ではいろんな私、苦情を聞いております。避難場所の看板が上がっておるところに常時車がとまっておるというふうなことを聞いておるわけですけども、その件についてはどういう解決方法がとられていますか。

副町長でもよろしいですけど、副町長、私は総務課長とはちょこちょこ話しておりますので、副町長、答弁が願えたらありがたいですけど。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員もよくご存じやと思いますけども、この春に竣工いたしましたリハビリ棟、あそこをつくるがために学童保育の前のほうにありました、プレハブの小屋 2 棟があったりしました。それを全部撤去しまして、プレハブ棟をつくる前の駐車台数と同じ台数は一応確保いたしました。しかしながら、先ほど保健課長が申し上げましたように、この 4 月以降、リハビリ棟ができたことによる患者さんの増加に加えて、上田先生の患者さんも非常にふえております。

こういう中で、今おっしゃいましたように診療所の職員、それから、できますれば学童保育の先生方、さらに石川保育所につきましても玄関前、非常に道路も狭いですし、駐車スペースも狭い中で、保育所の職員についても今、お話がありました消防車庫の横の広域避難スペースではあるんですが、そこにみんな職員の方は車を移動してほしいということで、この平成 2 5 年度の予算でも広域避難地の舗装の費用を計上しております。

確かに広域避難地ではありますし、大事なスペースではあるんですけども、日常的に、これまでは砂利が敷いてあって、草がぼうぼうで十分な管理ができてなかった中で、日中は確かに議員が心配されますように、もし日中、何かあればという心配は確かにあるんですけども、きちっと

舗装をして、区画をして、消防車庫のぐりりが周回できるようなスペースは当然残して、関係職員の駐車場にさせていただきたいと思っております。

なるべく、広域避難地でありますので奥の方から詰めて、まあまあ万が一、あそここの場所を活用するようなときには、なるべく支障がないようにしたいと思っておりますけども、先ほど申し上げたような三つの施設、それぞれいっぱいありますので、何とかそういった活用をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 最後にちょっとお願いをしておきますけれども、いわゆる医師の方の休憩所、せっかく与謝野町のために頑張ってやろうということでお世話になっておりますので、課長が言われたのも一理あるかと思えますけれども、私が聞いておりますのは、やはりちょっとした休憩所が欲しいなという希望もあるようでございますし、それから、結局いわゆる避難場所が駐車場になっておることについては、区民の方々から、かなりの私にも苦情をいただいております。このことについては、できるだけどうするのがいいのか、私もわかりませんけれども、解決をできるだけ早くお願いをしたいということを申し上げて質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 少し言葉足らずのところがあったりいたしましたので、再度答弁させていただきます。

さっき申し上げましたように、診療所の関係職員、学童保育の先生方、それから保育所の職員、これらにつきましては、なるべくその広域避難地のほうにお願いをしたいという思いですが、さっき申し上げましたように、これから舗装の工事をしますので、全員は無理かもしれません。その場合は、大部分の職員が、あそこへ置いていただくということになろうかと思えます。

それから、確かに地元の方にすれば、一旦何かあれば広域避難地として有効に使えないというご心配があるかと思えますので、広域避難地を引き続き、あの場所に置いておくのがいいのか。あるいは、近くにありますが学校も含めて、新たな場所を考えるのがいいのか、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思えます。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんね。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第68号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、

原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第69号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第69号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第70号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第70号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。約5、6分間休憩しますので、ごゆっくりしてください。

(休憩 午後 4時44分)

(再開 午後 4時48分)

議長(赤松孝一) それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ここで皆さんにお諮りいたしますが、本日、時間延長をしまして、この後、まだ全協、議運等

ございますが、また今の議案、提案もありますし、その後、委員長報告もございますので、多少、時間延長しますが、きょう全ての予定を終わらせていただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） それでは、そういうことで、よろしくお願いをいたします。

次に、日程第7 発委第3号 与謝野町地酒の普及の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長（秋山 誠） 失礼します。

発委第3号 平成25年6月20日

与謝野町議会議長 赤松孝一様

提出者 与謝野町議会産業建設常任委員会委員長 多田正成

与謝野町地酒の普及の促進に関する条例の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

議長（赤松孝一） それでは、提案議員の提案説明を求めます。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） それでは、発委第3号 与謝野町地酒の普及の促進に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

与謝野町は、平成24年度に京都府下でもいち早く中小企業振興基本条例を制定いたしました。これは地域循環型の町をつくる発想が底辺にあり、伝統産業など見直し、地域経済の活性化を図ろうとするものであります。与謝野町は、水とお米に恵まれ、おいしい「ごはん」や「お酒」も日常の営みの中で、丹後建国の時代から引き継いでいるものであります。酒の蔵元のみにとどまらず、町内では酒づくりのグループも生まれるなど、地酒に対して絶対の自信と熱い思いがあります。この思いを生かし、地酒を通し、地域文化の発信とお酒にかかわる業種への波及効果を期待するものであります。

したがって、官民を問わず、諸団体などの催しの中で乾杯を地酒で行うよう働きかけようとするものであり、昨今の状況から地酒の普及の促進に関し、条例を制定する必要があるのでここに提案をさせていただくものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたしまして、ご理解のほどをお願いいたします。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 多田委員長さん、ご苦労さんでございます。

隣に座っておる者が、また同じ会派のメンバーの一人として、そういうことを抜きにしてお尋ねしたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。まず、こういった産業建設委員会の皆さん方で、非常にユニークな条例が今回、こうして提案されたわけでございますが、ここまで至るまでの委員会の中での議論と申しますか、意見の交換もなされたと思います

けども、そういった経緯というのを、まずお尋ねしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） まず、当委員会の委員であります方から提案がございまして、産業建設常任委員会で、この問題を提起いたしました。そういった中で、若干、今、条例といいますか、中小企業振興基本条例がございまして、その中でうたっておりますことに対して、この地酒の普及ということが、この町の伝統でもあり、そういったことはやはり普及するべきではないか、促進するべきではないかという意見になりまして、そうなら提案者の方にさせていただいて、産業建設委員会で賛同者になってもいいしというような話から、いろいろと議論いたしました結果、やはりこの問題は当町の振興条例にも大変影響というのがありますので、関係もありますので、産業建設委員会で提案をしていこうという全会一致で提案することにさせていただきました。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） この提案理由の中で読ませていただきますと、地酒の消費を後押しするため、町が主催する行事のほか、関連団体での催しの中での乾杯を地元の地酒で行うよう働きをしようというような文面がございますが、この地元の地酒という範囲はですね、与謝野町内という認識でよろしいのか、町内であるならば何社ほど製造業者があられるのか、そういったことを参考までにお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 当町では、率直に言いまして、今のところ2軒が酒屋さん、蔵元であります。若干、よその町と違いまして、当町は、よその町は酒屋さんがあるんですが、たくさんあるんですが、当町はですね、今こそ合併いたしまして2万4,000人の町になりましたけれども、当初は与謝村で発祥しております酒屋さんがございまして、与謝野村からいうとすごい歴史だなという、人口の少ない中ですごいものだったんだなということがありまして、そういったことも、この町の伝統として、今は与謝野町で考えますと2軒ぐらいですけれども、そういったことで、今は2軒というふうにお聞きをしておるんですが。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 次にですね、同じ提案理由の中で、いわゆる昨今の状況から地酒の普及、促進に関し、条例を制定する必要があるというので提案するというのがうたっておりますが、いわゆるここまで条例を制定する必要があるというところまでの強いアピールはですね、町民の方々にある程度枠をはめ込むようなことにならないかと、条例というのは町民の法律ですから、そういったことから考えまして、こういったことについては、どのようにお考えでございましょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 難しい問題なんですけれども、今、これがですね、ほかの例をちょっと申し上げますと、京都市でですね、ご存じのように平成25年1月に全国で初めて清酒の普及の促進に関する条例というのが制定されました。それから、石川県の白山市でも今6月定例会に提出をされます。それから、佐賀県の鹿島市も今議会で制定をされるようであります。

それから、兵庫県なんですけれども、西宮市も日本酒で乾杯というような条例で、少し今、そのことがブームになっておるようすし、つい先日も京都新聞にありましたけれども、京都市の酒の条例について、反響を呼んだようでございまして、当町もですね、基本条例にのっとって

ですね、やはりそういったあたりを促進していったらどうだと、いけたらどうだということなんですが、業者の方にも、これをお尋ねいたしました。やはり、私とこの酒元だけではなしに農業、あるいは酒販をされる業者、そういったあたりに波及効果が起きればいいというようなことをおっしゃってまして、ぜひともこういったことができたならありがたいというふうに業者の方も言っておられましたし、産業建設委員会でも、やはり中小企業振興基本条例の基本として、やはり業者から、そういったことが盛り上がって、なお、波及効果ができるといいんではないかなという思いから、このことを提案していこうという話になりましたので、ご理解のほどお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 次に、条例の文面を読ませていただきますと、目的の第1条ですか、この条例は、本町の伝統産業である地酒、こういうことにうたってあるんですが、例えばここはですね、いわゆる米でありますとか、野菜でありますとか、あるいは菓子、先ほどから出てます豆腐というようなものとか、あるいは建築関係、あるいは丹後ちりめん、帯、そういった産物というものも町内にはいろいろとあるわけですが、そういったものに置きかえてもですね、同じことのような条例をつくっていかねばならないようなことにならへんかなと思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

議 長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 業者といいますか、個人の促進というものを、どういうんでしょう、条例でつくるようなことはいきませんけれども、そういった団体がですね、みずから活性化させていこうということで、今回の振興条例を活用されて、こういった状態が生まれることが、この町の地産地消につながるのではないかな、循環型社会のまちづくりができるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 例えば、諸団体とかいうようなことをうたってありますが、体協でありますとか、いろんな、ほかの公に準ずる団体の場合、いわゆる最初の乾杯で、地元の酒で乾杯というような形のことで、仮に若い方々にすればビールのほうがええと、ワインもありますし、リキュール酒もございます。いろんなアルコールも種類がございますし、そういったことで違反ということが起きる恐れもあると思うんですが、そういうような場合は、どのようなペナルティーというものが生じるのでしょうか。これは、本当の理念だと思えますけども。

議 長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） お答えになるかどうかわかりませんがですね、今回の、この条例は、今、言われましたように、理念条例ですので、義務規定やですね、それから、例えばできないからといって、罰則があるわけではありませんので、やっぱり官民を問わず議会と協力によって地産地消、それから、地域の循環型まちづくりを目指そうというあたりで考えておりますので、あまり難しいことはわかりませんが、そういったあたりで、小林議員もですね、着物議連のですね、会長をしておられますし、また着物振興条例みたいなものが生まれて、また、何かの催しのときに着物をせいぜい着ようというような条例ができてもいいかなというふうに考えておりますので、また、よろしく願いをいたします。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 今も委員長が申されましたように、先ほどから申されておりますように、せんだって中小企業振興条例というものが与謝野町にも生まれまして、今、いわゆる産業振興会議のメンバーの方々も鋭意、そういった地域の盛り上げにご努力いただいております。そうの中で、この中小企業振興基本条例の第9条のね、あえてもう一遍読み上げますと、第2項に町民の理解及び協力という中でですね、町民は消費者として、町内において生産・製造、または加工される製品の購買や消費並びに町内において提供される役務の利用に努めるものとする、こういう一文があるんですが、私はこういったことの、どういうんですかね、十分網羅されとるのではないかと、この屋上屋を重ねるような条例のように私には思えまして、果たして必要な条例だろうか、いかなげなもんかと思ひまして、せっかく産業建設委員会の皆さん方がこうして審議なされて、提案なされた条例だと思ひますけども、私はいかなげなものかと申し上げて、質問を終わります。以上です。

議長（赤松孝一） ほかにございますか。

5 番、塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） それでは、委員長に、このいわゆる乾杯条例ということで、今、大体言われておるんですけども、この条例は。それについて、地酒の普及に関する条例についての提案説明を聞かせていただきまして、少し、私なりに思うことがあります。

先ほどの小林議員さんと重複する分があるかも知れませんが、なるべく避けてお尋ねしたいと思います。まずですね、この前いただいていた、この資料としていただいていた文書、これは今もらいまして、文面はかなり変わっておりまして、あららと思ひながら読んでおったんですけども、そういう中で、ちょっと用意しとった分が抜けとるところがあったりしまして、なかなか質問しにくい部分もあるんですが。

まずですね、この条例の中でいう与謝野町地酒というのは、この範疇というのは、先ほど蔵元が2軒あるということと言われましたが、そのつくっておられるお酒と、早く言えばそういう意味でしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） はい。まさしく産業建設委員会では、そのように理解をしております、先ほども言いましたように、蔵元さんが、この町でおいしいお米を使って、そして、この町でお酒をつくるというのが地酒だろうと思うんですが、過去は、過去を言いますと、なかなか一般の米で、その村でつくるから地酒だというふうに呼んどったんですが、昨今はやはりほかのビールや焼酎に押されて、大変どこの酒蔵でも30%から40%ほど減少しているということで、大変厳しい状況だということで、やはりそれには自分たちも頑張らないかんということで、地酒を売っていこうということで、お米からつくって、そして地酒にしていこうという、ですから、先ほども言いましたおいしいお水、おいしいお米が、この町からとれるから地酒を売っていこうという、そういう思いであります。

すみません。蔵元ばっかりの話してましたけども、この最初に提案理由の中に言いましたように、グループもできまして、三河内でいいますと、どでっさっさ共和国、それから石川塾の、あそこも「かたり酒」をつくっておられまして、そういったことで蔵元だけではなしに、そうい

ったグループもあつての地酒に力を入れておられるということで、それを促進していこうという思いであります。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 地元のお米を使って、おいしいお酒をつくっておられると、それを推進していこうということのようです。それはわかりました。

それから、先ほどこちよつと言ったんですけど、前にもらった資料ですね、今、気がついたんですけど、ここにもらった資料、どちらも6月20日提出というて書いてあるんですが、同じ資料でありながら内容が変わつとるということなんですが、これはどういうふうに理解したらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） それは、私のほうから正式な議案書の提出があつたのは、きょう配付したものであります。それまでのものは事前に資料として、議運なんかで配付したものが、それでありまして、きょうの提案書が、議案書が正式な議案書でありますので、何ら問題はございません。

5 番（塩見 晋） はい、わかりました。それではですね、提案理由の一番最初の行にあります、与謝野町は、平成24年度に京都府下でもいち早く中小企業振興基本条例を制定したとありますが、いち早くという文言がですね、私は京都府で最初に中小企業振興基本条例を制定した団体であるというふうに思ってますが、いち早くというのは、何かこう、よそと競争しながらしたとか、そういう雰囲気にもとれるなというふうな感じがするんですけども、この点は、どういうふうに思われますか。

議 長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） これは委員会で検討しながら、こうしたんですが、よその町でも議会で提案されました。提案の中で一部修正、みんなで協議していただいて、修正しながら提案を可決したというような町もございます。そういった文言で、もしご指摘があるようでしたら、また申していただいて、修正できるか、できないかわかりませんが、また委員会で検討して、これで通していただければ、このまんまの状態なんですけど、そういった問題も余地はありますので、お気づきの点、またお聞かせ願えたらありがたいかなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） これ議案だで、修正なら修正動議を出してもらわな、これ議案だで、これは。これはそんなことはできひんで、だったら修正動議を出してもらわな。

産業建設常任委員長（多田正成） 今、ちょっと私もまだ、なれないもんですから、大変申しわけありません。そういったことで、修正動議を出してもらって修正する以外の様な形でですね、しないと修正できないということなんですけど、このいち早くというのはですね、京都府下では一番目にできたもんですから、そういった文言になっております。そういったことでご理解が願えたらありがたいんです。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いわゆる乾杯条例というのは、京都市が一番初めにできたんですけど、中小企業振興基本条例は与謝野町が一番早かったと思います。京都市には中小企業応援条例とかいうようなのが与謝野町より先にありましたが、これはどっちかというと施策のほうに入るような条例でして、この本来の、この振興基本条例というのは、与謝野町が一番早かったと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） そうですね。この文言がいち早くとなっておりますけれども、中小振興基本条例は京都府で一番目であります。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、条例の中身に入りたいと思います。

この条例は、いわゆる先ほどもおっしゃいましたけど、京都市の清酒の普及の促進に関する条例と京都市というところが本町になっていると、清酒というところが地酒になっていると、それを除いたら全く同じ案文なんです、条例の案文が。デッドコピーだなと思って読んでたんですけども、やっぱり京都市のを手本にしてつくられたんでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） この条例は、先ほども言いましたように、産建委員会の委員さんが提案されて、その審議を検討をいたしました結果で、そのことについて委員会から何らなかって、提案理由としては、先ほど塩見議員が言われましたように、若干文章が変わってきております。それは委員さんのご意見を取り入れながら、きょう提案するための文書を作成したということでありまして、条例は、これは産建委員会に提案されたまま、何ら委員さんからもなしに、これでよかろうということで、提案をさせていただいたのが実情でございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） いや、それは、そうして提案されて、審議されて出てきたんと、それは思うんですけど、先ほど僕は、京都市の条例と地酒というところが、京都市というところが地酒になっている。それから、すみません。京都市というところが与謝野町になっている。それから清酒の普及というところが地酒になっていると、ここの二つの文言が違うだけで、ほかの文章そのものは京都市の条例と、あと全部一緒だということを、さっき言ったんですけど、それについて委員長は、そのことを知っておられましたかどうかということなんですけど。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 当然、それはわかったというのか、知った上で、このことを、こうしていこうということで、よそは清酒であつたり、日本酒であつたりしますけれども、当町は地産地消、それから循環型の町をつくっていこうということで、地酒と、あえて地酒という言葉で文言に入れさせていただきました。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それではですね、その次に、先ほど小林議員の答弁で蔵元が2軒、2家と、二つの家とか、そういうふうにおっしゃったんで、私もそういうふうにお尋ねしたんですが、こちら辺は宮津酒造組合というのがありまして、それに加盟されてる蔵元というのが、どのぐらいあるか、ご存じでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 今、ここの2軒と言ったのと、それからもう1軒、加悦奥のほうにあると聞いておりますけれども、それ以外に酒造組合に入っておられるかどうかということは、私の関知するところでありませぬので、ちょっと今のところわかりません。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私、それとなく調べてみたんですが、京都府下には、その組合というものをつくって入っておられるのは51、僕が数えるところではありまして、宮津とか峰山とか福知山とか、伏見とか京都とか丹波、宇治とか分かれていますけど、宮津の酒造組合6軒が加盟されてまして、その中で、今おっしゃいましたように、三つの蔵元が、そこにまだ、名前を残しておられます。そういうことで、2家だけではなしに、もう1軒もどのようにして酒をつくれるか、僕はわからないんですけども、一応、そういう名簿の中には残しておられるということを私は確認をしましたので、また条例の説明や何かされるときには、やっぱり一緒にというか、同じように説明をしてあげたほうがいいのかなというふうに思ったりもします。

それから、先ほど、それも小林議員さんの答弁の中で、振興条例ですね、与謝野町中小企業振興基本条例、それとも関係があるというようにおっしゃいまして、その条例にのっとって、これをつくったんだというふうにおっしゃいましたけども、こういう個々の条例をつくっていくと、個々の一つの商品というか、一つの産業というか、そういうものをつくっていくということは、与謝野町の中小企業振興基本条例の中にはないと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに理解をしたらよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 条例の中に、すみません。条例の中に。

5 番（塩見 晋） 条例の中に、こういう個々の産業とか、そういうものに対する振興の条例をつくっていったらいいとかいうことは書いてないですよということを言ってるんです。さっき、条例にのっとってつくったとおっしゃったんで。

産業建設常任委員長（多田正成） 条例のですね、条例にのっとってしたわけではなしに、条例の精神に合わせて、こういった団体だとか、この町の地産地消を起こせたり、循環型社会ができる業者が、みずから立ち上がってこういうことの制定をして、また、我々町民は、協力したり理解をしたりということで、この町を守っていかうという思いでありますし、そういった意味は、やはり基本条例の中の前文にもうたっておりますし、そういったことがうたっております。

町の役割としてですね、条例の中には町の役割については産業振興条例の前文に記載されているように、行政は中小企業の振興を町政の重点課題と位置づけておりまして、中小企業者の実質的な努力を基本としながらも、中小企業者が未来に挑戦できる環境づくりを進めることが必要であるというふうにうたっておりますので、我々産業建設委員会は、まさしくそのとおりだなということで、この提案をしていって町が、そうなればいいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 中小企業基本条例の第1条に、この条例の究極の目的は中小企業を保護するのではなく、町民生活の向上を図ることにあるというふうに規定しております。

今、おっしゃるように、その、いわゆる蔵元さんの商品をみんなで消費していくことを頑張ろうでというような条例に、これはとれますので、この第1条から見ると、若干ずれているかなというふうに思うんですが、この点はいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 今、基本条例を手元に持っておりませんので、1条の文がわからないんですけども、私はですね、5条にしても9条にしてもですね、大いにこういったことを、こ

の町の中でやっていくことが活性化につながるのではないかなというふうに思っておりまして、むしろまた、これを機会にですね、これ以上においしいお酒を開発してもらったりしてですね、当町の地酒はすばらしいというような雰囲気づくりやイメージアップ作戦をですね、蔵元をはじめ酒にかかわる方々の一層の努力と町民の理解と、協力によって地域経済の活性化につながれば、条例を制定した意味が、より深いものになると考えておりますので、そこら辺を、いろいろとお考えもあるでしょうし、インターネットでも見てみますと、いろんな苦情がネットで入っておるようですけれども、そうではなしに、やはり町民の理解と協力によって、この町を守るんだといった精神でご理解のほどよろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 塩見議員。

- 5 番（塩見 晋） 先ほど、説明の中で、昨今の状況の中で京都、それから白山、それから鹿島市、西宮市を例に出されました。それもですね、京都は非常に、酒どころとして非常に有名で、伏見で23蔵があります。西宮も灘五郷で有名なところで、それぞれにかなり地域を代表する産業としてあります。

それから、ほかの町では、お酒にする米の山田錦をつくっておるので、それをしようとか、焼酎を一生懸命つくつとる、焼酎は特産品だから焼酎をしようとか、そういうところで多くの条例ができてきていると思うんですが、おっしゃるように、その思いは、委員会の思いというんですか、委員長の思いはよくわかるんですが、私はこういう、どういうんか、一つの業界とか、一つの品物に特化した条例をつくるということは、やはりよくないと、さっき着物の話も出ましたけど、服飾とか食べ物とかというのは本当に嗜好品で、その人が何を食いたい、何をしたいということは全く自由なことで、それを条例というような形で、たとえ理念の条例であっても、そういう形でこうなんだでというふうなことで、それを押しつけられるような雰囲気になるということでは避けたほうがいいというふうに私は判断しておりますので、よろしく、私の思いも理解をしていただきますようお願いして質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 1番、野村議員。

- 1 番（野村生八） 委員長に質問いたします。私は、今回の、この地酒の普及の促進に関する条例は、非常にいい条例だというふうに受けとめていまして、賛成をしたいというふうに思っています。そういう思いの上に質問をさせていただきます。

第3条に事業者の役割とあります、その前の本町の役割、本町というのは与謝野町の行政のことだというふうに思いますが、それが掲げられていて事業者の役割の後には、町民の協力ということが掲げられております。この事業者の役割の前半部分、地酒の生産を業として行う者は、地酒の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、ここまでは非常によくわかります。先ほど言われましたように、まさに中小企業振興基本条例の大事なところ、勘所は、まさに当人の主体的な取り組みを求めているんだということが解説なんかでも書かれております。そういう点でもよく理解できると思います。後半部分がちょっとわかりにくいというふうに思います。本町、いわゆる与謝野町の行政及び他の事業者と相互に協力するよう求めるものとするというふうになっているわけですが、一番最初から読むと、これは地酒の生産を行っている者が、ほかの地酒以外の事業を行っている者に相互に協力するよう努めるものというふうに読めるんですが、この趣旨はどういうことでしょうか。

産業建設常任委員長（多田正成） 私自身はですね、この問題は、要するに先ほど言いましたように、農家の普及であったり、おっしゃるように1企業者だけをもんするのではなしに、そこをもとに農業であったり、それからまた、地酒を販売される商店であったり、それから京都市でありましたら、お酒にまつわる京焼だとか、清水焼だとか、そういったことの伝統文化にも波及するようという意味で、その他という、ここですね、他の事業者ということを相互に協力をして、この町をよくしていこうというふうに、私は、この文を見て理解をしようとどこでありますし、それから、またここにありますように、かたり酒だとか、どでっさっさがやっています、もんを考えたときに、そういったことで協力し合いながら、この町の地域活性化をしていこうという思いでありますけれども、あまり難しいことは考えておりません。そういったことで、この町をとりあえず自分たちでよくしていこうという思いが、こうして団体業者から出てくると、団体として出てくるといいなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） すみません、再度お聞きしますが、この事業者の役割という第3条の主人公は、全文が地酒をつくっておられる業者という意味でしょうか。全ての行文が地酒をつくっておられる事業者という意味ですか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 地酒の生産をなりわいとして行うものということですから、業者だけをあらわしているのではない、やはり先ほど言われましたように、どでっさっさだとか、それからもう一つ何でしたいな、その石川塾だとか、そういったことも含まれるのではないかなというふうに思いますけれども、事業、なりわいということは業ですので、野村議員の言われる意味も若干わからんではないんですが、そういったことで私は全体像として、地酒をテーマにですね、この町の循環型社会や地域経済の活性化につながればというふうに思って、この条例を提案をさせていただいております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどからの答弁で、この条例が対象にしている地酒というのは、単に与謝にある二つの酒屋だとかいう狭い範囲ではなくて、先ほど言われました石川塾だとか、どでっさっさ共和国だとか、そういうグループもあるということでの、そういう全体を、いわば応援する、活発にさせていただくようなことで、その対象になるというふうに受けとめたんですが、その地酒という、条例でいう地酒というのは、そういうところがつくっているお酒も含めてということだと思んですが、そういう意味でいえば、この第3条の地酒の生産を業、なりわいとしている部分に、既にそういうグループも入っているというふうに私は思っていたんですが、ここは、いわゆる営業している、地酒の営業をしている酒の生産業、地元のということで、ほかの石川塾などと協力してというふうになるのか、これ再度お聞きします。

産業建設常任委員長（多田正成） 確かに野村議員の言われるとおり、それは入っておりますとっております。入った中で、最後のほうに事業者というふうにならなっておりますけれども、それはもちろん入った話であります。

議長（赤松孝一） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次の町民の協力というのが、まさに、そういう地酒に取り組んでおられる業者で

もグループでも主体的に促進のためにやられる、それに町民が応援しようということになってますよね。そういう意味では、事業者というものもですね、そういう事業者が地酒の普及に、促進のために働くのは、その前半の主体的な取り組みで、これはそもそも明らかだと思うんですが、大事なものは、それ以外の町内の事業者が、そういう地酒に取り組んでいる業者、団体を応援しますよというところではないかと思えるんですね、全体を、前後を比べても、そういうことが大事だと思うんですが、そこが一つと。

最後に、これ条例ですので、言葉は大事だと思うんですが、そういう点で第3条に取り組むということを書いてあるのと、第4条に取り組むと書いてあるのが、りがあるのとないとになってますが、これは条例としてつくる以上は統一性を持つ必要があると思いますので、ここは訂正すべきだというふうに思っていますが、この2点について。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） この委員会です、そういう提案があったりすれば、きちっと提出ができたんでしょうけれども、委員会で検討した結果ということで出しておりますので、そのことについて、どうかなというふうに思うんですが、まず、野村議員は専門的にですね、大変お詳しいようですので、どういうふうに判断をしたらいいかわかりませんが、振興条例の9条ではですね、町民の理解及び協力ということがありますね。そういった中で、その2項にですね、町民は消費者として町内において生産・製造、または加工される製品の購買や消費並びに町内において提供される役務の利益に努めるものとするとしてありまして、こうして振興基本条例は町民への理解と協力もうたっておりますので、そういった意味から、この文言もあてはまるかなというふうに理解をしておるんですが、答弁になったかどうかわかりませんが、そんな思いでおります。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 町民の部分は、私はまさに言われるように大事な内容と思っておりますが、第3条の後半部分を、そういう私の言ったような趣旨として受けとめたらいいのかという点が気になるということだけ指摘して、質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに、17番、今田議員。

17 番（今田博文） たくさん出しましたが、もう少しお伺いしたいと思います。

第2条、本町の役割、本町は、地酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする、これはどういうことを想定されているんですか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） この事業はですね、本町は、地酒の普及促進に必要な措置を講ずるよう努めるというのはですね、要するに我々議会は、あのもんなんです、町の責務だとか町の役割といったあたりです、このことに我々も賛同していこうということで、2条です、町の役割というのがあるんですが、町の役割については産業振興条例の、これは先ほど言いましたね、言いましたけれども、もう一度言います。行政は中小企業の振興を町政の重点課題と位置づけておりまして、中小企業者の自主的な努力を基本としながらも、中小企業者が未来に挑戦できる環境づくりを進めることが必要であるとうたっておりますので、これに基づいて、この2条が当てはまるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 事業者が前へ進んでいきたいような環境づくりをすると、これが町の役割、具体的にちょっと抽象的過ぎて、私、理解ができないんですが、この条例でいう促進に必要な措置というのは、もう少しかみ砕いて説明いただけませんか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 条例に基づいて。

- 1 7 番（今田博文） この措置というのは具体的に、例えばどういうことがあるんだということがあったら。

産業建設常任委員長（多田正成） こういうことがあるんだということですか。

こういうことというのかですね、まだ私も、あのもんなんですけど、このことを条例化して、罰則のある条例ではないですから、どこまでいっても町民の理解と協力が必要で、まちづくりをしていこうということなんですけど、余り深くわからないんですが、要するに、先ほども言いましたように、酒屋さんだけを応援するのではなく、その農家の方に普及できたりとか、そういったことに、酒を販売される方に普及ができたりとか、いろんな意味で波及効果が生まれたらいいなというふうに思ってます、そのことが必ず、少しずつですけれども、生まれてくるのではないかなというふうに、私は理解しておりますけれども、今田議員の言われるように、一気にそれをしたからといって、町が転換するほど活性化は、なかなか難しいと思うんですが、そうして町民が少しずつ努力をしていく、そのための基本条例があるわけですから、基本条例の、町民の方にも理解していただき、業者の方にも努力をしていただくということが一番大事ではないかなと、その起爆剤というのか、きっかけづくりというのか、そういった思いになれば、これが生きてくるなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） これね、地酒の普及の促進に必要な措置と書いてあるんです。この措置が例えばこういうこともあります、こういうこともありますと、具体的に教えていただかなければ、私はわかりませんということを先ほどから申し上げているんですが、特になかったらなかったでいいですよ。もう一度お願いします。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 先ほども言いましたように、その措置を講ずるよう努めるものとするということは、本町の役割として、そういうことを、こういう条例なり、また支援策なり、そういったことが必要ではないかなという意味だと解釈をしておるんですが、具体的にこういうことといいますと、やはりここに条例を上げて促進をしていく、そうして波及効果を生まれていこうというのが、今の、この状態の、ここで言いますと、それが措置を講ずるということではないでしょうか。

議長（赤松孝一） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 先ほどから地酒の業者、蔵元だけではなく、お米をつくっておる人や、販売されている方、いろんなところへの波及効果も大いに期待しているんだという提案者の説明なんですが、そうすると、この二つの蔵元、それからグループ、二つおっしゃいましたね、この地酒をつくっておられる方々は、当然、与謝野町産のお米を使ってお酒をつくっておられるんですね。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 私が軽々しく、まだ、そのことはないんですが、業者の方と話しておりますと、そうして農家と一緒に力を合わせて、そういったものに取り組みたいし、取り組んでいるというふうに、それが100%なのかどうかと言われますと、ちょっと私の段階ではわかりませんが、そういったことに取り組んでいるということでもあります。取り組みたいというのと、現在、取り組んでいるということでもあります。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） それは、これだけの条例を上げられるんですから、そこらあたりは、それなりにやはり業者の方に調査をするなり何なり、それはしてもらうべきではないかなと、これから取り組むんだということでは、ちょっと遅過ぎるのではないかなと、やっぱり地元産の米を使っているから、みんなで地酒で乾杯するようにやっ払いこうと、これが趣旨ではないかなというふうに思いますんで、そこを申し上げました。

それから、指定管理に出しているところもたくさんあります。ユースセンター山の家も、その飲食業ですけども、ここは地酒は置いてあるんですか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） あえて地酒をとということはないのかもしれませんが、あそこは私も確認しておりませんので、わかりません。ただ、その地酒を、そうしておいしいお水とお米を使って、地酒でより、この町を活性化できたらということで、業者の方は一生懸命取り組んでおられます。

先ほど100%ということじゃなしに、今から取り組むという言葉だけが強調されましたけど、そうではなしに今も取り組んでおられるんですが、さらにそういったことに取り組みたいということでもあります。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 実際、このことを普及させようと思っても、例えばユースセンターへ行く、山の家へ行く、そこで地酒で乾杯しようかと、地酒くださいと、ありませんと、これでは困るんですね。地酒はいつでもありますと、どうぞお酒だったら地酒から飲んでくださいと、乾杯してくださいと、こういう姿勢や体制が必要なんですよ。これね、ないところがあるんです、調べてください。

それから、ほかの産業とのかかわりも言われました。豆っこ米、あるいはちりめん産業、それから住民と大きなかかわりのあるところでは廃屋、人が住まなくなった家をどうしようかと、こういうことも非常に大事な、町として取り組まなければならないことだというふうに思います。

私はね、先ほどから話が出てますが、お酒にだけ特化するというのは、ちょっとやり過ぎではないかなと、条例をつくるならもう少し地元産品をみんなで食べましょう、買いましょうと、このぐらいのやわらかい条例で私はいいのではないかなというふうに思うんですが、なぜお酒に特化されたんですか。

議長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） あのですね、伝統産業というものも加味しておりまして、伝統産業のまちづくりの中に伝統産業も見直し、循環型社会と町をつくっていかうということもうたってお

りますし、そういったことをもとにですね、確かに酒に特化しているようでありまして、そういった意見も何者か聞いております。

それから、ほかのことも、町で使うような景品なんかでも、この町で使えるようにしたらどうかというようなお話も聞いておりますし、そういうことに波及してくれば、お互いに町民が理解と協力によってそういうことがさらに広がってくると、ですから、このお酒だけに今回は特化しております、それも乾杯条例という一番取り組みやすいところから入っておりますので、そういったことで、ほかのことにも波及してきて、そういったことが、みんなのできるようになれば、これは、この条例を制定した意味がより深いものになるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 最後に聞きます。これ産業建設委員会で意見交換をされたというふうに思いますが、中の賛否までとられたのかどうか分かりませんが、もしも賛否をとられたり、意見交換された中で、どういう状態、賛成が何人、反対が何人、あるいは全員賛成、そこはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） それはですね、検討をさせてもらって、当初にも言いましたけれども、全員賛成ということで産建委員会で取り上げていこうというお話でありますので、よろしく願いいたします。

1 7 番（今田博文） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかにご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それでは、多田委員長、ご苦労さんでございました。

質疑なしと認めますので、質疑を終結しますので、多田委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番（野村生八） 先ほどの文言の訂正は。

議 長（赤松孝一） これは、ちょっとこれでいいそうなんです。これはちゃんと総務課のほうで点検していただいて、取り組むという言葉と、取組とは違うんで、取り組むは動詞でこれで、これでいいそうなんです。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2 番、和田議員。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

反対意見ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

2 番、和田議員。

2 番（和田裕之） 私は、日本共産党議員団を代表して、与謝野町地酒の普及の促進に関する条例案に対する賛成討論を行います。

日本の気候は、夏は高温多湿で冬は乾燥する気候の条件になっています。春夏秋冬というはっきりとした四季に恵まれている日本の国は、世界の中でも貴重な国であると考えています。日本の自然が風情に富んでいるのも四季の移ろいがある気象条件があったためだと考えています。日本人は、この四季の変化を五感で感じ、季節の気配を感じとり、繊細な感性で自然をめぐる精神を培ってきました。わびやさびなど、日本人特有の風情、感情も、そうした鮮明な四季の変化が大きく影響していると言われています。

こうした美しい恵み豊かな自然である反面、幾多の大きな凶器とも思える自然災害などが私たちの暮らしや営みを脅かしてきました。このように、自然は激しい、厳しい側面を持っていることを長い年月の中で幾多の年月を経て、これを認識して生きてきました。こうしたもとの暮らしの中での住まいづくりであったり、料理づくりであったり、あらゆる暮らしの分野で日本人は、日本固有の文化というべき日本独自、丹後独自の暮らしの営みやなりわいを生み出してきたと考えています。この象徴的な一つが丹後の上質の米であり、全国で特Aという、最もおいしい米とされてきました。

特に、与謝野町は大江山、大江山連峰と暖流、寒流の合流点の丹後の海に囲まれた大変美しい豊かな緑と土と水、自然に恵まれた町であり、それらの恵みによって長い歴史の中でつくり上げられた産物の一つが地酒であると考えております。

一つ目は、提案理由にもありましたが、今回の条例提案は中小企業振興基本条例の理念から地域循環型、地産地消の考え方、立場からの提出であり、議会としては、この基本条例制定後、初めての具現化したものであると考えております。

二つ目は、この地方の地酒とは、丹後地域の気候や風土などから生まれた特色ある与謝野町という地域の地元産品であるという点です。

三つ目に、こうした丹後地域の特色、与謝野町の特性を生かすという角度をしっかりと捉えた、中小企業振興基本条例の具現化に取り組むことが求められていると考えております。

以上のような理由により、地酒の条例に対する賛成の討論といたします。よろしくお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、発委第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（赤松孝一） 起立多数であります。

よって、発委第3号 与謝野町地酒の普及の促進に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで6時まで休憩いたします。

（休憩 午後 5時53分）

（再開 午後 6時00分）

議 長（赤松孝一） それでは、ご着席をお願いいたします。

休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第8 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

庁舎問題特別委員会委員長から、報告書が議長に提出をされております。

委員長より、報告をお願いします。

谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） それでは、庁舎問題特別委員会の報告をさせていただきます。

委員会はですね、この6月議会の定例議会の初日の日に、諸般の報告の中で報告をさせていただきました。内容につきましては、詳しくそのときに報告させていただいておりますので、かいつまんで申しますと、一つはですね、本定例議会の中で報告書を作成しまして、議事録を添えて議長宛てに提出をさせていただくということと、もう一つは、一つのけじめとしまして、本委員会を、この6月定例議会で閉じさせていただくということでございます。

しかしながら、報告書の中身がですね、いささか検討を加える余地がございましたので、本定例議会の6月10日、最中でありましても、6月10日に第17回の委員会を開催をさせていただきました。その中では、報告書の案の誤字や修正を行いまして、報告書の内容については全員にご理解をいただき、議長に提出をさせていただくという運びになったようなことでございます。るる内容については、先ほど申し上げましたように6月3日の冒頭でお話をさせていただいたとおりでございます。

本委員会はですね、閉じるに当たっての一つの要因としましては、庁舎問題につきましては、町長の諮問機関であります、庁舎問題の検討委員会が開催された中、答申を受けられまして、少し期間を設けて結論を持ち越さなければならないと、こういう状況になったためですね、当委員会としても一旦、委員会を閉じさせていただくということで、賛成多数で決定をさせていただきました。

2年間に及びまして、第17回という大変長い期間の間、委員会を開催をさせていただきました。その間は、各委員におかれましては、熱心に調査、研究をしていただき、また討論をしていただき、まことにありがとうございました。議事進行には少し問題があったのではないかなというぐあいに自分自身で思っておりますけれども、そういうことで結論を導き出す結果になりまして、本当にありがとうございました。ということで、今定例議会で、これで庁舎問題特別委員会は閉会とさせていただきますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ただいま谷口委員長から報告がありましたとおり、本委員会については継続して調査研究すべきとの意見もありましたが、協議の結果、賛成多数により本委員会を閉じることになりましたので、ご報告をいたします。

谷口委員長はじめ委員の皆さん、長期間にわたりご苦労さんでございました。ありがとうございました。

次に、日程第9 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

3 常任委員会から、審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他は全て終了いたしました。

ここで、町長よりご挨拶をお受けいたします。

町長（太田貴美） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月3日の開会から本日までの18日間にわたり、固定資産評価審査委員会委員などの人事案件5件、人権擁護委員候補者の推薦案件1件、与謝野町子ども・子育て会議条例の制定及び、そのほか廃止及び一部改正議案合わせて4件、請負契約の締結2件、平成25年度一般会計補正予算（第1号）ほか、各会計補正予算案合わせて3件、また、専決処分及び繰越明許費に係る報告、合わせて3件を含めまして、都合18件の重要事項のご審議をお願いしてきた次第でございます。

この間、赤松議長はじめ議員の皆様方には、本会議や各常任委員会におきまして、ご熱心にご審議いただき、全議案を原案どおり議決いただきました。まことにありがとうございました。

今後におきましても、一般質問や議案のご審議の中でいただきましたご意見、あるいは提案を重く受けとめまして、諸施策の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。依然として、町を取り巻く経済環境は、まだまだ厳しい状況が続いておりますが、町民の皆様の暮らしを守るため、引き続き一生懸命頑張ってまいりたいというふうに存じますので、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） ご着席ください。

私のほうからも、一言ご挨拶を申し上げます。本日をもって、閉会をするわけでございますが、今議会におきまして一般質問におきましても、議員の皆さんより町の活性化、産業振興、こういった案件に対する質問が圧倒的に多かったというふうに考えています。本当に今、私たちの町、大変経済は疲弊していますが、そういった中で、本日も、お酒で乾杯をしようと、地酒の普及の促進に関する条例が制定がされました。賛成多数でありましたが、その中には、たとえ反対のご意見の中にも、本当に町を思い、本当に今後どうするのかということの言葉が一言一言にしみじみと感じたわけでございます。

きょう通りました一つの、いわゆる中小企業振興基本条例を、精神をのっとり、こういった条例が一つできました。これも議員の発委によりまして、一步前進したと、こんなふうに思っています。お酒は日本の文化であります、ただ飲むだけではなくに料理にも使われ、また神様にもお供えされ、また仏様にもお供えされ、本当に日本の文化と言っても過言ではないと思います。こういったものが、各町や各地方の看板になっていることも事実であります。こういった意味におきまして、今後ますます、こういった条例が、今後とも生かされまして、よくなることを願っているわけでございます。

また、今会期中には6月13日に京都府のほうにおきまして、道州制に関する連絡会が開催されました。初めて京都府のほうから、こういった案内がございまして、町長と私と二人、その会に出席をしてまいりましたが、道州制といったものに対するいろんな意見が出ました。今後、私

たちの議会におきまして、こういったものをまともに受けとめて、今後、果たして、私たちの町、また、この地域が、そして強いて言えば、日本国がどのような生き方をすればいいのか、本当に今からいよいよ英知を絞って頑張らなきゃならないと思っています。

残されました私たちの任期も、もう1年を切りましたが、ぜひともこれから、残された期間、一生懸命、次への世代へバトンタッチできるように頑張ってくださいのように、心からお願いいたしまして、まことに粗辞ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。どうもご苦労さんでございました。

会期を1日残しておりますが、これをもちまして、第51回平成25年6月定例会を閉会します。

(閉会 午後 6時10分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員